

令和7年第4回美祢市議会定例会会議録（その3）

令和7年12月9日（火曜日）

1 出席議員

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 三善庸平 | 2番 | 竹下駿 |
| 3番 | 井上敬 | 4番 | 石井和幸 |
| 5番 | 山下安憲 | 6番 | 末永義美 |
| 7番 | 藤井敏通 | 8番 | 戎屋昭彦 |
| 9番 | 杉山武志 | 10番 | 秋枝秀稔 |
| 11番 | 岡山隆 | 12番 | 三好睦子 |
| 13番 | 山中佳子 | 14番 | 竹岡昌治 |
| 15番 | 村田弘司 | 16番 | 荒山光広 |

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

| | | | |
|-----------|------|-------------|------|
| 議会事務局長 | 岡崎基代 | 議会事務局議事調査班長 | 寺埜真輔 |
| 議会事務局庶務班長 | 中島高輝 | | |

4 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-------|-----------|-------|
| 市長 | 篠田洋司 | 副市長 | 志賀雅彦 |
| 教育長 | 南順子 | 病院事業管理者 | 清水良一 |
| 代表監査委員 | 重村暢之 | デジタル推進部長 | 古屋敦子 |
| 総務企画部長 | 佐々木昭治 | 市民福祉部長 | 佐々木靖司 |
| 建設農林部長 | 市村祥二 | 観光商工部長 | 河村充展 |
| 総務企画部長 | 梶山英樹 | 地方創生監 | 佃侑祐 |
| 会計管理者 | 中嶋一彦 | 教育委員会事務局長 | 千々松雅幸 |
| 上下水道局長 | 早田忍 | 病院事業局管理部長 | 古屋壮之 |
| 消防長 | 中野秀爾 | 総務企画部次長 | 落合浩志 |
| 建設農林部次長 | 中村壽志 | 総務企画部総務課長 | 柳瀬勝美 |

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

5 末 永 義 美

6 岡 山 隆

7 竹 下 駿

8 井 上 敬

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

本日、配付しているものは、議事日程表（第3号）の1件です。

報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付している日程表のとおりでありますので、協力願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、山中佳子議員、竹岡昌治議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問順序表に従い、順次質問を許可します。末永義美議員。

〔末永義美君 発言席に着く〕

○6番（末永義美君） 皆さん、おはようございます。創生会の末永義美です。通告に従い一般質問してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに、大項目1 勤労者福祉施設の現状を考えて、まず、美祢市公共施設等総合管理計画についてです。

市内に点在する多くの公共施設については、老朽化が進み、施設の更新時期を迎えており、このままだと巨額な更新、修繕費用が集中して発生することが予測されています。

しかし、財政状況は大変に厳しく、今後、全ての公共施設を維持していく財源の確保は極めて厳しい状況にあります。

そこで、まず、美祢市公共施設等総合管理計画について説明いただき、公共施設の適正配置について残すもの、集約化・複合化、そして、廃止することなどの方向性をどう見据えているのかをお伺いします。

○議長（荒山光広君） 古屋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（古屋敦子君） 末永議員の御質問にお答えします。

美祢市公共施設等総合管理計画は、人口減少・財政的制約・老朽化の進行を踏まえ、将来にわたり持続可能な公共施設・インフラの提供を目指す全体方針を定める

もので、総務省による「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」が改定されたことに伴い、適正な市民サービスを行える公共施設マネジメントを推進していくため、基本方針として、3つの方向性を示しています。

1つ目は「施設の量と配置の適正化」として、施設総量の適正化、施設の適正配置、施設の複合化・共有化の観点から、社会情勢や市民ニーズに合わなくなった施設の縮減など、適正化を図ることを目指しています。

2つ目は「施設の安全確保と長寿命化」として、日常点検の適正化、施設診断の評価項目の定量化、事故・事件・災害時の迅速な復旧体制の構築、適切な維持管理による危険の察知、耐震化を継続した上で総合的かつ計画的な管理を実施し、計画的な保全・長寿命化計画の実施、誰もが使いやすい施設として、ユニバーサルデザイン化の観点から、安全・安心の確保を目指しています。

3つ目は「施設の効率的かつ効果的な運営」として、維持管理費用の縮減、民間事業者との連携の観点から、市民との協働により施設の運営に当たるなど、効率的・効果的な運営を目指しています。

これらの方針から、ライフサイクルコスト最小化のため、新設・更新・維持管理・廃止までの総費用を見通し過度な更新投資を避けるほか、利用状況・人口動態を踏まえ、面積や数量を段階的に縮減・再配置、補修や改修などの長寿命化と建替えの費用対効果を比較の上、検討することとしています。

また、本計画においては、集約・複合化パターンについて、総合支所等の行政サービスを受けられる施設に機能を集約する「総合行政サービスへの複合化」、地域拠点となる公民館等施設と周辺施設を複合化する「多世代交流施設への複合化」、施設周辺の同種の施設を複合化する「サービス圏の再考による複合化」、そして、施設の建替えや大規模改修が必要となった段階で、周辺施設を含めて複合化する「施設の老朽化対策に伴う複合化」の4点に整理して示しています。

計画の推進に当たっては、個別施設計画や新たな施設整備事業計画との連動、財政的な制約との調整を必要としますが、市全体における総合的な観点から、公有財産の効果的かつ効率的な利活用の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） よく分かりました。

ここで、少し視点を変えて考えると、新しい美祢市立図書館複合計画に——複合化計画が推進されていますが、現在の市立図書館の跡利用については何かお考えなんでしょうか。

また、市民目線で見ると、関連施設に思える美祢市化石館と美祢市歴史民俗資料館は、もはや統合を検討すべきであり、そして、美祢市立秋吉台科学博物館を含めた再編なども今こそ協議すべきだと私は考えています。

公共施設の整備に関しては、所管部署のみで判断できないテーマが多々あり、美祢市の身の丈に合った公共施設の在り方については、公共施設マネジメント機能を適切に推進していかなければならないと考えております。

次に、美祢市勤労青少年ホームの再編統合について——統廃合についてになります。

市内には、美祢市勤労青少年ホームとそれに似たような名称、事業内容である美祢市勤労福祉会館や美祢市勤労者総合福祉センター、いわゆるサンワーク美祢であります。さらには、美祢市農村勤労福祉センターなどがあります。

しかし、若い世代の人口減少や少子高齢化が加速する中で、どんな人がどれくらい利用してるのかが現状が見えない——見えません。また、同じような事業内容の施設が3つも4つも必要なのかも疑問と考えております。

そこで、まず、美祢市勤労青少年ホームの設置目的と事業内容についてお尋ねし、美祢市勤労青少年ホームとともに美祢市勤労福祉会館、サンワーク美祢における近年利用する登録者数などの現状についてお伺いします。

○議長（荒山光広君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 最初に、美祢市勤労青少年ホームの設置目的と利用実績についてお答えします。

勤労青少年ホームは、勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的に設置しております。

昨年度の利用実績は、勤労青少年ホームが主催する茶道や書道等の教室を33回開催し、141人が利用されました。

また、バドミントンや卓球といったサークル活動としての利用が232回1,065人、そのほか目的外利用が一番多く、467回6,120人が利用され、トータルでは7,328人の利用となっております。

勤労青少年ホームの年齢層別利用状況につきましては、申請書の内容からでは把握できないところではありますが、勤労青少年以外の利用が主になっていると認識しているところでもあります。

続いて、美祢市勤労福祉会館等に関しましては、観光商工部長が答弁いたします。

○議長（荒山光広君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） 続きまして、美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの設置目的及び利用実績についてお答えいたします。

美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターは、勤労者の福祉の増進と教養文化の向上を図ることを目的に設置しております。

昨年度の利用実績は、美祢市勤労福祉会館では1万4,378人、美祢勤労者総合福祉センターでは3万6,120人の利用がありました。

なお、年齢層別の利用状況につきましては、勤労青少年ホームと同じく把握しておりません。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） 今の中でも、1976年に設立された美祢市勤労青少年ホームについては、継続するならば、利用者が若者から高齢者にシフトするなど一定のニーズがある場合は、時代に応じた複合施設に転換すべきと考えられます。

しかしながら、耐震性や老朽化はいかがでしょうか。建物とその機能の現状をお伺いします。

○議長（荒山光広君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 勤労青少年ホームは、昭和51年に建築したものであり、建築後約50年が経過し、軽運動場では、雨の降り方によっては雨漏りが生じている状況にあり、利用者の皆様には、御不便をおかけしているところでもあります。

耐震化は未実施であり、建物の躯体以外にも、近年空調や水道等の設備機器では、老朽化による不具合が生じている状況であります。

以上であります。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） 全国の勤労青少年ホームの状況は、若者の人口減少や施設の

老朽化に加えて、既に国からの補助金、勤労青少年福祉施設設備費の補助金が平成16年に廃止され、平成27年には、国の勤労青少年福祉法の一部改正により、勤労青少年ホームに関する規定が削除されたため、既に役割を終えた施設として、全国各地で廃止となっている事例が多いようです。

人口の減少と高齢化が加速する美祢市においては——失礼しました。そこで、質問になります。

美祢市も、勤労青少年人口の減少や施設の老朽化のほかに、若者の余暇活動の変化についていけない、利用者ニーズへの対応不足や類似施設との競合の結果などから、若い世代の勤労青少年ホーム離れに歯止めがきかない状況と認識しています。

このような時代の流れ、美祢市の現状を踏まえると、この何年もの間、美祢市勤労青少年ホームを廃止するタイミングを逃していたと私は思っています。

速やかな統廃合の協議を要望いたしますが、所管の教育委員会の考えをお伺いします。

○議長（荒山光広君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 現在、図書館複合化施設の整備を進めており、公共施設の総面積と管理コストの縮減はもちろんのこと、市民サービスの向上と図書館を核として様々な機能を持たせることで相乗効果を生み出し、もってにぎわいを創出するという考えの下、勤労青少年ホームの機能をこの複合化施設に持たせることとしております。

勤労青少年ホームの建設当時と比較し、勤労青少年を取り巻く環境が大きく変化しており、平成27年の勤労青少年福祉法の改正により勤労青少年ホームに係る一切の規定が削除され、勤労青少年ホーム設置の努力義務規定がなくなっています。

また、利用の実態は、勤労青少年の利用が少なく、市民の生涯学習の場や会議としての利用が主になっております。

これらのことを踏まえ、図書館複合化施設の竣工後に、勤労青少年ホームは廃止したいと考えているところであります。

以上になります。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） よく分かりました。

人口減少と高齢化が加速する美祢市においては、将来にわたって行政サービスの

維持性を確保していくためには、公共施設の総面積の縮減や都市構造の集約、いわゆるコンパクトシティ化に積極的に取り組むことが必要です。

さらに、自治体経営の健全化を考えると、勤労青少年ホームだけでなく美祢市勤労福祉会館など、各施設の利用状況や維持管理費を精査しながら集約・複合化を検討したり、または廃止の協議を加速的に進めることで、施設総量の適正化に向けた検討を進め、持続可能な都市構造の実現を目指さなくてはならないと私は考えております。

次の質問に移ります。

大項目2の高齢者が地域で自分らしく暮らすために、まず、高齢社会対策大綱改正から市が取り組む課題についてであります。

政府は、令和6年3月高齢者対策の中長期的な指針となる「高齢社会対策大綱」を6年ぶりに改訂しました。

その重要な課題として、1つが高齢者の認識が変わり、70代やそれ以上になっても仕事を続けたいという人が増えたこと。2つ目に、今後ひとり暮らしの世帯、特に高齢者のひとり暮らし世帯が増えていくこと。3つ目に、高齢者の増加に伴い、2040年には認知症の人が推計で584万人、軽度認知障害の人が612万人となることなど、大きく以上のことが指摘されています。

そこで質問です。

この大綱の改訂を美祢市としてどう受け止めておられるのか、まずはお伺いします。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 末永議員の御質問にお答えいたします。

高齢社会対策大綱は高齢者を支える取組だけでなく、高齢者の割合が大きくなる中で、全ての世代の人々にとって持続可能な社会を築いていくための取組として、令和6年9月閣議決定されたものであり、その中で、大きく3つの柱が示されています。

1点目は「生涯を通じて活躍できる環境の整備」、2点目は「ひとり暮らしの高齢者の増加等に対応できる環境の整備」、3点目は「身体機能・認知機能の変化に配慮した環境」の整備であります。

また、大綱に盛り込む基本的施策として、高齢期を見据えたスキルアップやリス

キングの推進、これは、就業・所得でございます。

また、ハローワークのマッチング強化など多様な就業等の機会の提供、早い段階からの社会保障教育、ライフステージに応じた金融経済教育の推進などが挙げられています。

なお、本市では、生涯にわたって活躍できる地域社会を構築するため、令和3年6月に地域連携協議会を設置し、高齢者等の就業相談に応じるなどの取組を実施しているところであります。今後、福祉部門や労働部門に限らず、全市的な取組が必要となります。

こうした取組を重ねることによって、地域社会の実現に向けて——果たして、役割が非常にこの大綱に盛り込まれていると感じております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） 地域の状況は、この10年間で、各年代の介護認定率自体は下がっているというデータがございます。

今後、お元気な高齢者が家に閉じこもらず、外に出て人に出会うことを促すような取組が重要となっています。これまでも、通いの場のような居場所をつくる取組や社会参加で健康増進を図る、または介護支援ボランティアポイント制度の導入などが全国の自治体で広がってきています。

このような場所に参加する高齢者は、参加しない人よりも認知症の発症リスクが30%も軽減され、うつ病発症リスクも24%軽減、そして、3年後の要介護認定リスクも40%も軽減されているというデータが示されております。

そこで、質問です。

70代以降も仕事を続ける就労支援はもとより、通いの場のような居場所をさらにつくる取組やボランティア活動などの内容と、その効果についてどう捉えているかをお伺いします。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 介護予防に関連する自主グループや美祢市社会福祉協議会が推進する「ふれあい・いきいきサロン」などの「通いの場」については、現在、市内に184か所あり、延べ1,892の方がいきいき百歳体操などの介護予防活動や茶話会・レクリエーションなどの交流活動を行っておられます。

ボランティアについては、昨年度、社会福祉協議会に登録されている団体が67団体で、個人ボランティアを含め1,531人が登録されておられます。

通いの場やボランティアなどの活動は、高齢者の社会参加による介護予防と健康維持、地域づくりなど、高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいのある生活を続けるために非常に重要な役割を果たしていると認識しております。

いずれの活動も、人口減少に伴い会員や登録者数が減少傾向にありますので、担い手の確保や活動支援を継続していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） 国立社会保障・人口問題研究所は、2050年には32の都道府県で、ひとり暮らしの高齢世帯が20%を超えるとの将来推計を公表しています。

山口県においても、2050年には65歳以上のひとり暮らし世帯が22.9%の世帯数で、10万700世帯になると見込まれています。美祢市は県下でもかなり高くなると思われる、高齢者の住まいの問題も増加してくると思われま。

このような中、住宅セーフティネット法が令和6年5月に改定されました——されまして、各市町村が居住支援協議会を設置することを努力義務としました。そして、今後は居住サポート住宅の整備等の移住支援を進めることが目指され、来年度からは、国が推進する高齢者シェアハウスの整備が始まろうとしています。

美祢市でも、既存の公営住宅や賃貸住宅、空き家などの有効活用を通じ、高齢者や子育て世帯、低所得者、障害者、被災者などの住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅施策と福祉策が連携した地域の居住支援体制の強化を確実に図っていかねばならないと私は考えております。

続きまして、1つ目の最大の御質問に入ります。

開会前の皆さんの笑顔がここでもあるように願いながら質問してまいります。

これまで何度も政策提言し、早期実現を要望してまいりました介護支援ボランティアポイント制度の導入について質問してまいります。

令和6年12月議会の一般質問での答弁で、市長は制度導入に向けて加速的に進めると発言され、また、令和7年3月議会では、ボランティアの担い手となる人材の調査を進める美祢市社会福祉協議会と協議を重ね、実現可能な制度の構築について調査・検討していくなどと発言されています。

その後、これまで、三、四度の私からの進捗状況を求める問いかけに対して、市民福祉部は社協に伝えている、協議をしていますなどと述べられていました。

ところが、私が社会福祉協議会の職員の方にその辺りの状況を尋ねますと、月に1度の定例ミーティングの場では、介護支援ボランティア制度導入の検討・協議を示唆するような発言は一度もなかったと回答をいただき、昨日もそこを確認しています。そのための——制度導入のための原資、予算の計上はあるのでしょうか。どのようなことを調査・協議されていたのでしょうか。

本当に、この制度の説明や導入に向けて、どのようなスタンスで、どのようなスケジュールで取り組むかなどを説明したり、何か協議はされていたのでしょうか。残念ながら具体的な課題のお話はせず、その前段のような話に尽きていたのではないかと私は思わざるを得ません。

作文も初めに題を書き、一般質問も項目を求められます。どうして、何に向けた協議をしたいのか、その目的と目標が見えるような説明をなぜされなかったのでしょうか。時間を費やし、後から実はですねという話の進め方は時間を無駄遣いし、二度手間になるだけだと私は考えています。

その方々は、議会だよりを読まれ、私はこの制度導入について、一般質問で提言していることをはなから御存じで、内心いつ話を振ってくるのかと、その取組についての前向きな協議をする心の準備をされていたそうです。

また、その方々は、社協だけではなく、制度導入に向けて、いろいろな事業所や関連団体と一堂に会する協議の場があったほうが良いという助言をいただきました。やる気がないならそう答えればいいだけです。ここまでの私の質問を踏まえて、真摯な御答弁をお願いします。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 介護支援ボランティアポイント制度の導入については、本年3月定例会の一般質問において、本年度はボランティアの担い手となる人材の調査を実施した上で、協力が不可欠である美祢市社会福祉協議会との協議を重ね、ボランティア活動の安定的な運営確保の視点を考慮しながら、実現可能な制度の構築について、調査・検討してまいりたいとお答えをしております。

介護支援ボランティアポイント制度において、現在、想定する受皿となるボランティア活動は大きく3つあると考えております。

1つ目は、介護施設におけるボランティア、2つ目は、個人に対するボランティア、3つ目は、認知症予防に関するボランティアであります。

1つ目の介護施設でのボランティアについては、本年度、介護施設に対して調査を行っており、対象可能なボランティア活動の内容や課題を洗い出したところであります。

課題としましては、介護保険サービス報酬に当たる業務とボランティアの対象とする業務の切り分けの方法、受入れに当たっての職員負担や利用者情報の管理などがあります。

また、職員の理解を得ることや現状変更にかかるような御意見をいただいているところであります。

現在は、個人に対するボランティアのニーズやボランティアの意向がある人の調査を実施しているところですが、介護施設での調査同様、様々な課題が生じることが想定されており、これらの課題をクリアしていく必要があると考えております。

この作業と並行しまして、制度構築を進めるに当たり、ボランティア団体や個人をまとめる社会福祉協議会の協力が必要不可欠でありますことから、適宜、協力を重ねているところであります。

市内の一部地域では、有償ボランティアの仕組みがありますが、それを包含するのか、すみ分けを行うのかといった調整も今後必要となってまいります。

また、この有償ボランティアの仕組みも高齢化に伴う勤続年齢の延伸等により、担い手の確保に苦慮されていると伺っており、担い手の確保は今後の課題と認識しているところであります。

今後も引き続き社会福祉協議会の協力をいただきながら、ボランティアを提供する側、受ける側の調査・調整を進めるとともに、介護支援ボランティア活動が安定的かつ持続的な運営となるよう制度の検討を引き続き進めてまいりたいと考えております。

なお、議員御指摘のありました、なぜ、市が介護支援ボランティアポイント制度取り組むことを掲げた上で、社会福祉協議会との協力を進めないのかという点についてでございますが、これまで、具体的な制度について協議する段階になかったということで回答させていただきたいと考えております。

本制度の運用にあたり、高齢者のインセンティブとなるものはポイントの付与で

すが、この財源については「介護保険における地域支援事業交付金」が活用できるようになっております。

このため、どのような活動でも認められるものではなく、介護予防に資する支援活動として適切かどうかを判断する必要がある、制度構築の前段階として、ニーズ把握に関する調査を優先して実施してまいりました。継続的・安定的な制度とするためには、活動意向のある方がどのくらいあるのか、どんなサービスが求められているのかについても把握する必要があります。

制度の構築だけ先行して、必要なニーズがポイントの対象活動として適切ではない、あるいは、活動を提供する側が極端に少ないということになれば、継続的な運営は困難と考えているからです。

したがって、現在はボランティアを提供する側、受ける側のニーズを把握し、安定的に提供が可能か、活動として適切かを慎重に判断する段階であり、制度そのものについて、協議する段階にはなかったということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） 今の答弁を聞いて、納得する部分も本当に多いです。

通告にはないんですけども、確かにおっしゃるとおりの大事さ、進め方もあります。

しかしながら、私も今まで幾つかの市町で、この制度導入についてのアドバイザーやコンサルタントなどのことをしてきました。その経験から述べますとこれは大きな課題でもあり、先ほどおっしゃったような、様々なクリアしなきゃいけないような問題点もあります。

しかし、何をどこまでできるかというのは、今、国がどんどんどんどんその内容を緩和してきています。しまいには、65歳以上でなくてもいいような——にもなっ
ていこうとしています。

ですから、私が申し上げたかったのは、この制度導入については、今、市長が前向きに、実現に向けた努力をしていただいていることは本当によく分かりました。

ただ、社協は県社協があり、全社協があり、様々な地域での経験値を持っています。ですから、私はやはり1つの手段として、はなからこの制度に向けての構築の

検討を始めたいと思うとか、その制度というものに向かっているんだなというような道筋が分かっていたら、また違った展開もあったのかもしれませんが。市の職員の経験値もあるでしょう。

しかし、社協には社協なりの幅広い経験値がありますので、そこを引き出すためにも、そして時間の短縮、今から来る2040年に少しでも早く実現できるような形を取るためにも、私としては、社協に対して、またその他事業所、社協の方がおっしゃったように、いろんな事業所を一堂に会して、正直といいますか、これに向かっていますという物事を示しておいたほうが話の展開や内容の課題のクリア等に向けてのいろんな知識も意識も高めていけたのではないかと思うところがあります。

この考え方について、もし、市長のお考えをいただけるならば御答弁をよろしくお願いします。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 末永議員の再質問にお答えします。

今の現状については、取組の状況については、担当部長が説明したとおりでございます。いろいろな課題を1つ1つ解決しながらということでございます。

議員がおっしゃるように、まずは全体的に問題提起をしながら、いろんな様々な御意見や御提案をいただきながら進めるのも一方策じゃないかという御提案だと思います。

そうした部分も含めて、これが加速的に進められるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） 今の突然の指名に対して、前向きな真摯な御答弁をいただき誠にありがとうございました。これからも全ては高齢者のために、そして全市民がオール美祢で福祉、皆さんが暮らして安心できるようなまちづくりのために、この点は必要な問題と思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは、次の認知症に寄り添った地域社会の構築についてであります。

2025年の全国の認知症有症者率は8人に1人で、山口県は5人に1人となっております。

内閣府発表資料記載の日本の認知症に関する資料によりますと、国内の認知症の

高齢者は、65歳以上の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584万人、軽度認知障害数が612万人に上ることが推測され、高齢者の3人に1人が——3.3人に1人が認知症、または軽度認知障害に該当する計算になります。

全国より高齢化が進んでいる山口県、さらに加速している美祢市では、3.3人に1人よりも多くなることが推測されます。中高齢者の誰もが認知症になり得るといふ認識の下、共生社会の実現を加速することが極めて重要です。

認知症を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた市民の一人一人の尊厳を大切に、その個性と能力を十分に発揮しながら、共に支え合って生きていける共生社会の実現を目指し、認知症になっても、何もできなくなるのではなく、住み慣れた地域で、希望を持って暮らし続けられるという新しい認知症観が求められます。

美祢市の現状と認知症支援のこれからの見通しはどう進んでいくのでしょうか。

そこで、質問となります。

美祢市における最新の認知症を抱える人の推計数と過去数年の増減傾向や年代別の認知症者数、そして、要介護認定数の認知症自立度ごとのデータについて伺い、それを基にした認知症の予防対策と、どう早期発見へのアクセスを改善していくのか、そして、初期集中支援など早期支援について、政策や支援策をお伺いします。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） まず、認知症の実数については、正確な把握が困難であることから、本市の人口に国の研究による平均有病率を当てはめ、認知症推計人口として使用しております。

現在と今後の推計値を申し上げますと、本年度における認知症人口は1,818人となり、対人口割合は9.1%、令和22年、2040年度では総人口1万4,262人、認知症人口は1,864人で13.1%になると見込んでおります。

また、認知症——失礼しました。要介護認定者の認知症自立度ごとのデータについてですが、本年3月31日時点では、要介護認定者は1,773人であり、そのうち認知機能が低下傾向にあるとされている人数は1,288人で、割合は72.6%となっております。5年前と比較すると、要介護認定者1,821人のうち1,291人、割合は70.9%であるため、認知機能が低下している人の割合が増えている1つの目安であると考えております。

次に、本市の認知症施策につきましては、啓発活動と支援体制の2つに分けられます。

啓発活動については、各種講座や講演会の開催、認知症地域支援推進員を設置しております。

支援体制については、認知症初期集中支援チーム「みにケアネットワーク」などの医療・介護・福祉が連携した取組のほか、地域で暮らす認知症のある人や家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつける「美祢市チームオレンジ」の取組、認知症カフェの活動支援などを実施しております。

特に、みにケアネットワークは、美祢（み）認知症（に）ケアネットワークの略称であり、医療・介護・福祉関係者による顔の見える関係づくりと、市内全域での認知症ケア力の底上げを目的に定期的に活動を続けており、認知症施策の推進に大きく寄与しているところであります。

認知症は、早い段階での適切な対応により、進行の抑制や症状の改善が期待できますが、高齢者の社会参加が少なくなり孤立すると早期発見が困難となります。

また、本人や家族の意識の偏りにより相談・受診が遅れ、早期の対応が遅れることもあるため、早期発見・早期対応の周知徹底が課題であると認識しております。

認知症施策の柱は予防と共生と言われております。認知症は誰でもなりうる病気であり、自分事として捉えていただきたく、本人とその家族を支える社会を構築する取組となる共生に、本市ではより力を入れてきたところですが、先ほどの課題を踏まえ、今後は早期発見・予防に向けた取組を一層強化していく必要があると考えております。

このため、予防として、運動・口腔・栄養を中心とした健康維持と社会参加を進めながら、地域や医療・介護・福祉が連携した早期発見ができる体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） 大変よく分かりやすく御答弁を頂戴しました。

今の中に、次の質問の御答弁と私が思える内容が多岐にわたって含まれていましたので、1つ割愛し、次に進ませさせていただきます。

認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、1人でも多くの住民が認知症の人に対

する適切な接し方を身に付け、認知症の人の行動、心理症状の発生を抑制することは特に重要です。

そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っていること、見る、話す、触れる、立つの4つの柱で、相手が理解できるように気持ちを届けるケア技法であるユマニチュードというものが今注目を浴びています。

そこで質問ですが、認知症や人の——認知症の人や家族の尊厳ある暮らしを守る認知症ピアサポート環境の整備と、このケア技法ユマニチュードの認識と実践についてお伺いします。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 認知症ピアサポートとは、認知症の当事者であるピアサポーターが自身の経験を活かして、他の認知症のある人や家族をサポートする活動であり、本市においては、「美祢市チームオレンジ」が認知症ピアサポート活動を含めた様々な活動を展開しております。

現状では、週1回、ピアサポーターによる相談窓口の設置や交流活動を実施しており、さらなる活動の活性化を進めてまいりたいと考えております。

議員御発言のケア技法ユマニチュードについては、認知症サポーター養成講座で進めている内容との違いや効果について確認ができておりませんが、先ほどの御質問でお答えしましたみにケアネットワークの中で関心が高まれば、勉強会のテーマとして取り上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） 今、御答弁ありましたユマニチュードは、全国で今広がっており、福岡市などでは、それが特に実践されていて、当たり前のようなケアの手法となっています。

私も、また美祢にいたることがなくなるぐらい、東京で、前に私が勤めていた大きな福祉法人で、この介護の現場で、この実証実験みたいなことを私自身がやってきました。

口腔ケアを嫌がり声を荒げている90代の女性に対して、このユマニチュードを実践したところ、何とその女性は抵抗せずに口腔ケアを受入れ笑顔を見せてくれました。ほかにも30人中23人に暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下

するといった効果がありましたので、これからも様々な手技・技法が出てくると思いますが、認知症の方の尊厳を守り、家族の負担、そして介護施設の介護スタッフの負担を軽減するためにも、ぜひ先ほどおっしゃってた講習会、勉強会へ1人でも多くの職員の方が参加していただけるようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後に、認知症支援条例の制定と市の方針についてです。

ここまで、認知症の人や家族にも寄り添った地域社会の構築についてお話をしてきましたが、認知症支援の要は市役所や市立病院、市民、事業者、そして地域組織及び警察などの関係機関が認知症支援について学び、考えを共有し、やるべきことと役割を明らかにすることです。

近年、全国の自治体で手話言語条例の制定が広がってきていますが、同じように、認知症支援条例の制定が重要と考え、先進地である島根県浜田市や大阪府の河内長野市、そして、私がやりました東京都世田谷区のほうにお伺ひし、実態を学んでまいりました。

条例の中核をなすのは、認知症の早期発見や脳チェック・診断を促進する体制の強化並びに介護者の負担軽減を目的とした支援ネットワークの構築、そして、地域全体で認知症を理解し合えるための啓発活動でした。

また、認知症カフェや当事者の集いの充実、本人ミーティングといった市民ボランティアや当事者が参加しやすい取組が広がり、地域全体がみんなで支援体制の一翼を担う形が実現されていました。

そして、条例制定後の効果としては、条例制定により市全体で考えを共有し、推進していく方向性を示すことができた、また、行政が様々な施策を展開するに当たって、市民や地域、民間事業者などの連携がさらに推進され、市民や認知症介護ボランティアによるサポート体制の構築が主体的に構築された——主体的に構築されてきている、との担当者の方からの御説明がありました。

そこで質問です。

認知症支援体制条例の制定を通じて、地域全体のオール美祢で認知症の方とその家族を支える体制づくりを進めていくことが極めて重要と考え、認知症支援条例の制定を強く要望します。

市として、認知症支援に関する条例を制定する大義と必要性について、現時点での認識、方向性はどのように考えているのかをお伺ひします。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 一般財団法人地方自治研究機構によれば、認知症施策に関する条例を制定している市は、本年9月時点で23市あり、ごく一部の地方公共団体に制定されている状況です。

その一方で、昨年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、国や地方公共団体の責務が明確にされるとともに、認知症施策推進計画の策定が努力義務化されたところでもあります。

このため、次期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を包含して策定することとしております。

策定に当たっては、認知症のある人やその家族等の意見を反映することとしており、まずは、条例よりも計画策定のほうに注力したいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○6番（末永義美君） よく分かりました。

しかしながら、私としての考えは、様々な事業を政策を推進していく上で、市民が一丸となってそれに取り組む方向性を鑑みても、ぜひその次、今おっしゃった計画の次に、この条例を制定していくということが大変重要だと私は認識しています。

よく農業者の後継者がいない、高齢化が進んでいる、そして若者の人口が減っているなど多々この人口、市民、住民に対する課題が多いです。

認知症というのは、病気ではないと私は思っています。誰もが自然に起こりうる症状、しかし、それを私の経験では、だんだんになっていく方といきなりになっていく方、つい最近、いつもウォーキングで歩いてた男性がいて、私が挨拶してて、そして今週お伺いしたときにいつものように挨拶したら、どちらさまですかと言われてしまう。その後、そのお家を訪問したときに、実はそういう症状があると、突然やってくる場合もあります。

どんな政策やどんなまちづくりをするにしても、認知症というのは、皆様が思ったよりも様々な課題・問題を抱えながら、地域やもとよりこの家族、御本人の人生を大きく変貌させていくところがあります。

ですから、これは病気ではありませんが、誰もなっていく症状であり、まちづく

り、もしかしたら、この中にいる皆さんの中でも5人に1人、3.3人に1人になるという推測がある以上は、誰もがかかりうるものであり、それは——しかしながら、それを予防できるっていう策がたくさんあります。

そのために、ぜひ美祢市全域がオール美祢で認知症についての学びを進めて、美祢市は認知症が少ないと、高齢者が元気だと、だから行政もまちづくりもうまくいってると、こういうような夢のある発信をしていきたいと思っています。

どうか、その計画の進む先々に、これから先に条例を制定し、よりその改革を強固なものとして、市民全員がそれに納得いく方向を向き、皆で皆を支え合うそういうまちづくりを進めていきたいと思い、それをお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。

〔末永義美君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） この際、11時10分まで休憩します。

午前10時53分休憩

午前11時10分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○11番（岡山 隆君） 皆さん、お疲れさまでございます。このたびの一般質問につきましても、市民の皆さんからいただいた、貴重な小さな御意見を今回一般質問にさせていただくことになりました。公明党の岡山隆でございます。どうかよろしく願いいたします。

それではですね、最初の質問は手話言語条例の制定に関してであります。

手話言語条例は、2011年に鳥取県が全国で初めてこの手話言語条例を制定してから、現在では多くの自治体において同様の条例が制定されております。

手話言語条例が制定されている背景には、視聴覚障害者の社会参加や情報アクセス保障、手話の理解促進と普及が求められる時代背景がありまして、人々の多様性や共生社会の推進があります。

手話言語条例を制定している自治体の背景には、聴覚者障害者が安心して暮らせる地域の社会環境を少しでも築いていかなければならないとの強い思いがあります。

すなわち行政、教育、地域社会全体でこの共生の意識基盤をつくり、支えていくとの覚悟が見て取れます。

また、多くの手話言語条例に共通する内容は、手話は言語であると明記して、行政の責務において、普及活動や環境整備を推進していく思いも見て取れるところでございます。教育・福祉・防災分野での取組促進等、手話通訳者の育成及び配置支援が求められます。

既に、令和5年3月にこの手話言語条例制定についての必要に——必要性について一般質問をしましたが、その後、この手話言語条例の制定への取組についてどうだったのか、この手話言語条例の制定の進捗状況について伺います。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

手話言語条例の制定につきましては、令和5年3月定例会の一般質問において、できるだけ早い時期での条例制定を目指したいとお答えしておるところでございます。

その後、令和5年の大雨災害も、災害復旧の対応等の影響により対応が遅れておりますが、これまでの間、手話に関する市内関係団体と意見交換を行うなど、条例制定に向け具体的な準備・検討を進めてきたところであります。

一方、手話言語条例を取り巻く環境としては、本年6月に手話に関する施策の推進に関する法律が施行され、この法律では、国・地方公共団体の責務が明確にされるとともに、手話教育や職場・地域における環境整備、学習機会の提供等、手話に関する施策を総合的に推進することが規定されております。

また、先だって、耳の聞こえない、また、聞こえにくいアスリートのためのオリンピックであるデフリンピックの日本初開催は記憶に新しいところであり、社会全体に手話言語への関心が高まっているものと考えております。

こうした状況や関係団体の意見を踏まえ、12月17日に市民会館において、手話言語講演会を開催することとしております。手話言語とは何か、手話言語条例の基本的な内容や意義について学ぶなど市民の皆様への周知と理解を深め、条例制定に向けた機運が高まることも期待しているところでございます。

今後も当事者、関係団体との意見を重ね——意見交換を重ねながら、早い時期での条例制定を目指し準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

手話言語条例については、しっかりと前回の一般質問で早めに設定していきたいということで、今回も早めにとのお話ありました。

それで、実際県内では、本市——この本条例を——手話言語条例を制定していないのは、山口県では、13市のうち4市が未制定となっています。

その理由として、人口が少なく聴覚障害者の数も限られており、専門職、手話、通訳者、担当職員、要約筆記者が少ないことや条例制定のための人員不足などが挙げられております。

その点について、今後、条例を制定するに当たって大丈夫なのかどうか、こういったところについて説明していただきたいということと、今、市長から言われた令和7年度手話言語講演会、この12月の17日に市民館2階大会議室であります。赤井先生——講師が来られて、一般社団法人山口県ろうあ連盟理事長が来られますので、こういったところで、この手話言語条例制定に当たって、しっかりと理解していくことが大事かなと思います。

もう1つは、こういった講演会も大事ですけど、簡単に手話を講習会で1週間ぐらいやって、日常的な手話ができるようなこういったところの勉強会じゃないですけど、講習会なんかもあると非常に私はいいいこと、大事なことじゃないかと思しますので、この2点についてお伺いします。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の再質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、聴覚障害のある方や御本人を支える手話通訳者などの専門人材は本市では少ない状況にあり、担い手の確保については——ついでに課題は認識しておりますが、このことが直接条例制定に影響を及ぼすものではないと考えております。

また、現状においても、日常会話が可能なレベルを目指す手話奉仕員の養成研修やあいさつ程度の手話を学ぶあいさつ研修、美祢市社会福祉協議会による小・中学校への福祉体験学習など、手話を学ぶ機会を本市では設けているところですが、今後もこれは継続してまいりたいと考えております。

議員御発言のように、手話をより身近にしていく取組も継続的に必要だというふうに捉えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。どうかよろしく願いいたします。

手話言語条例も山口県13市全部ができていくことは非常に重要でありますので、どうかこの1年以内ぐらいにはですね、この手話言語条例ができていけばいいなとこのように思っていますし、今日も末永議員が言われた認知症支援条例、これはちょっと時間かかりそうですけれども、こういったところもしっかりと視野に入れて進めていただければうれしいかなとこのように思っております。

さて、それでは、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、共楽荘の今後の方向性としてあるべきことなんですけれども、今申し上げた共楽荘のあるべき姿ですね。これ、非常に重要な事案であって、共楽荘は確認しますけれども、生活養護が困難な高齢者を入所させて養護を行う場とありますが、地域密着型の高齢者施設に転化する可能性も考えられます。

しかし、共楽荘に入所している方は65歳以上で、基本的には、要支援1、要支援2程度で元気な方が対象となっています。

したがって、社会福祉法人特別養護老人ホームに入所することはできませんが、特別養護老人ホームと連携した地域共生社会の役割拠点として、指定管理体制として取り組むことも考えられます。

問題は、法的根拠として何ができて何ができないのか、この社会福祉法人の連携——法人のこの連携による指定管理についてお伺いします。ちょっと質問の順番が狂いましたけれどもよろしく願いします。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 社会福祉法人等の連携による指定管理者制度の導入は、施設間連携など経営面での効果が見込まれ、共楽荘の管理運営の在り方の1つとして、有効な手法であると認識しております。

令和4年11月に、美祢市共楽荘在り方検討委員会からは、運営方法に指定管理者制度等を含めた民間活力を導入する場合には、他の福祉施設との連携が行えるよう、市街地に建替え移転することを検討することという答申をいただいております。

検討の結果、現状の施設のままで、指定管理者制度を導入したとしても、市内の社会福祉法人による管理・運営の御意向がなく、市街地への建替え移転についても多額の費用を要しますことから困難であると考えております。

このため、市内社会福祉法人が所有する施設の転用や改修による民間施設での運営が提案できないか、検討を進めているところです。

施設基準が異なる施設の転用となるため、改修費用が発生することは避けがたいと考えますが、必要となる情報、経営強化に資する手法、法的な課題等を整理した上で、市内の社会福祉法人とも協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

それでですね、やっぱり今後の共楽荘と例えば特別養護老人ホーム、こういった施設と連携——共生して受入れてもらう。いずれ、何ていいますか、やっぱり入所者も人口減少で減ってくるような状況が生まれてくる可能性がありますよね。それで、また同時に共楽荘に入っておられる方も特に減少してくる。

今、最初の質問と16名程度ですけれども、これがもっと減って10人とか以下になったときに、そういった人——方々が行く場所がなくなるとは大変、また、施設を新たに造るといってもコストがかかる。美祿市の財政状況、なかなか直営で共楽荘運営しておりますからなかなか大変かな。

こういったことを考えてみると、やっぱり社会福祉法人とそして共楽荘、市直営が連携しながらそういったところに入って行く。こういった協議というのを私は非常に、今入っておられる人も非常に心強い形で入って行くことはできるし、こういった協議というの進めておられるかどうか、全然進めていないかどうか。この辺も私は検討していくことは非常に大事と思っておりますので、この辺についてはどのようなお考えかお伺いします。

○議長（荒山光広君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 岡山議員の再質問にお答えいたします。

現時点で、社会福祉法人さんとその施設連携に関する協議のほうは行っておりません。しかしながら、先ほども御答弁させていただきましたが、社会福祉法人との連携、この中には施設の転用・改修も含まれますが、これは、この先検討すべき事項

として重要であるというふうに捉えております。

今後、状況を見ながら、社会福祉法人さんともお話し合い、協議のほうを進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） これからです、今、市が担当して直営であるこういった様々な施設にあっては当然コスト削減もありますけれども、市民の皆さんがより豊かに楽しく過ごしていく、こういった形でのこういった共生社会というのを市直営であれば、どうそここのところを連携しながら、私は市民第一優先と考えて、それが非常にいい方向性であれば、そういったところのものを私はこれからも、今日はこういう形での社会福祉法人と市直営とのこういった連携について申し上げましたけれども、さらに、ほかにも様々なこういった検討する事項もあると思いますので、どうかこういったところ、より市がよくなっていくためのお願いを1つの至近の例を捉えて説明をさせていただいたところでございます。市長、何かありますか。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の再質問にお答えいたします。

先日のそれぞれの議員の皆様からの答弁でもお答えしておりますが、介護保険等、福祉施設の経営状況も厳しい状況でございます。したがって、市単独よりも、オール美祿でどう取り組むかっていうことが肝要だというお話もさせていただきました。

今後見据えれば、ひとり暮らしの御高齢の方が今後増えていくということも想定されます。したがって、共楽荘のような養護老人ホームっていうのは、引き続き一定の需要はあるし、そのニーズにもお答えしなければならないというふうに考えております。

その一方で、県内の養護老人ホームを見ても、入所者が減少している状況でございます。我々としては、その要因分析はどこにあるのかというのは、本当に分析しなければなりません。まず、その分析を急がなければならないというふうに思います。

運営経費の増加とか市の施設の老朽化など課題が山積する状況にはございますが、御高齢の方をいかに支える施設がどうあるのかという施設全体の最適化、美祿

市内全体の社会福祉法人も含めて、最適化がどうあるべきかというのは、やはり施設運営者側ともキャッチボールをしながら、どうあるべきかというのは御意見をいただきたいと思っておりますし、その中に方向性が定まっていくのではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。そのように、今後とも自治体におけるもう最新情報を進めて、こういったところのものをアンテナをしっかりと張って、そして、美祢市に合致するものであれば、しっかりと進めていくことが私は重要と思っておりますので、どうかこの点についてはよろしく願いいたします。

そして、次の質問に移ります。

Mine秋吉台ジオパークの諸課題対策に関してです。

2025年9月6日にユネスコ世界ジオパークネットワーク、UGGpカOUNシルで承認を勧告するという決定をいただきました。皆さん御存じのとおりです。この次のステップとして、来春2026年の前半予定に開催されるユネスコ国連教育科学文化機関執行委員会の決議を得まして、正式に正式認定となる見込みであります。

このような状況を考えますとMine秋吉台や秋芳洞等、観光する方々が多少増加する可能性があります。

しかし、インバウンド対策、外国人観光客誘致への課題があり、1つは、交通・アクセスへの不十分さがあり、外国人観光客にとって行きやすい観光地とは言えません。2つは、外国語化・多言語対応の遅れ、多言語、中国——英語・中国・韓国語など、対応が十分とはまだ言えません。

また、ジオガイドを外国人に提供できる体制が十分整っていないと満足度を上げられません。

外国人観光客が数泊しながら、秋吉台等30ジオポイントを観光してもらうモデルも必要であり、この消費額や地域滞在効果が限定的となります。宿泊・飲食・お土産・移動手段・体験プログラム等、滞在を伸ばす対策をしていますがもう十分とはまだ言えません。

ユネスコ世界ジオパーク承認勧告決定を受け、今後のインバウンド対策について伺います。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の御質問にお答えいたします。

このたび、ユネスコ世界ジオパーク承認勧告の決定がなされ、来年承認決定がされることとなれば、秋芳洞・秋吉台などの世界的に価値のある地質遺産を世界に向け発信でき、特にサステナビリティプログラムに関心の高いインバウンド誘客への追い風となります。

現在、台湾や中国からのインフルエンサーを招聘したインバウンド目線での観光プロモーション事業、ジオツアーの造成、秋芳洞内の音声ガイドやパンフレット等の多言語化、アウトドアアクティビティ操作動作の——操作動画の英語版の作成、加えて、人材育成事業ではジオガイド、観光業務職員、美祢市観光協会や観光関連事業者に対しインバウンドを受け入れるためのスキルアップ研修会などを実施しているところであります。

さらに、ジオガイドは学校教育課の協力を得て、ALTやまた国際交流員と英語でジオツアーを実践しスキルアップに努めているところでございます。

議員御発言の交通アクセスの整備については、来年のデスティネーションキャンペーンを見据え、山口県及び近隣自治体と連携した周遊バスの運行の検討を進めているところであります。

また、案内看板等の多言語化では、秋芳洞の3つの案内所に多言語での観光情報を案内することができるモニターを設置することとしております。

来年度には、秋吉台カルスト展望台改修に伴うトイレの洋式化も計画しており、引き続きハード・ソフト両面の整備を県や関係機関の協力を得ながら、訪日外国人観光客の皆様にも少しでも満足いただける対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

いずれにしても、インバウンド対策として今御答弁がありましたように、鋭意努力されているということは認識はさせていただいておるところでございます。今後とも、実際インバウンドで増えた場合の何か課題があったときには、それなりの対応をさせていただきたいなとも思っているところでございます。

そういった中であって、やっぱりこの秋吉台30のジオポイント、ジオサイトがあ

りますよね。こういったサイトについてしっかり周っていただく、こういったところで、やっぱり秋吉台・秋芳洞だけであれば1日で済むけど、そのほかのところもしっかりと見ていただく。弁天池もありますし、いろいろさらに銅山もね、長登銅山もありますし、そして青景の銀山、鉾山もありますし、そういったところを見ていただく、関心ね。そういった方が2、3日ぐらい宿泊できるこういった民泊ですよ。こういったところの民泊が別にインバウンドだけじゃなくて、1日だけじゃなくて、2日ぐらいでも3日でも泊まって、美祿市中のジオサイト30ぐらいを見て回りたいという人も出てきますので、そういった民泊への取組、この辺が1つの大きなポイントになると思いますけれども、この辺について、どのようなお考えでしょうかお伺いします。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 岡山議員の再質問にお答えいたします。

インバウンドのみならず、市内観光産業を活性化させ地域経済の循環を促進するためには、観光消費額を増加させることが重要であると認識しております。当然、今説明もございましたが、ジオサイトのモデルツアーの造成も必要でございますので、それについても取り組んでいるところでございます。

で、市内の滞在時間を延長に資する宿泊施設や飲食店を拡充し周遊観光を促すこととしており、滞在型の観光地への移行を目指すため、宿泊施設や飲食店などの拡充は優先的に取り組むべきと考えております。

このような状況から、令和5年度から、民泊事業者を含む観光事業者の創業や施設改修等に係る事業費の一部を支援する「民泊事業者を含む観光事業者支援事業」を実施しているところでございます。

今年度においても、6事業者から宿泊事業に係る申請があり、インバウンドの利用を想定した申請もあったところでございます。

民泊等宿泊施設の充実は、インバウンドの滞在時間の延長に寄与する取組となりますことから、効果測定による事業内容の見直しを行いながら継続的に実施し、美祿市宿屋協会やみねDMOなど、関係団体とも連携した情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） いろいろ大変なこともあると思いますが、どうか今のその思いで、民泊等ですね、事業者さんが来られて、インバウンドの方も日本の方もしっかりと2、3日宿泊、人数は大人数にはなりませんけれども、こういった人的対応というのが非常に大事でありますので、どうか今後ともよろしく願いいたします。

そしたら、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、Mine秋吉台ジオパークでは、国際交流員、CIRが3名在籍、会計任用職員ですかね、英会話や外国人観光客対応、このユネスコ世界ジオパーク申請業務で大きな役割を果たしています。

国際交流員は、ユネスコ審査員対応資料の英訳補助や審査団来訪時の通訳、国際的なジオパーク情報交換オンライン会議参加、SNS発信等の業務を担当しています。国際交流員の継承システム整備に関して、マニュアル化、記録化、次の国際交流員にノウハウを引継ぎ継がなければなりません。

また、地域の小・中学校で、「世界ジオパーク」「地球と人とのつながり」など出前授業を実施し、地域教育にも貢献していますし、秋吉台ジオパーク・カルスターにおいて訪問したインバウンド対応にも尽力しています。

国際交流員の任期は3年程度ですが、ノウハウの継承・体制強化が求められます。インバウンド対応における国際交流員の体制について、まずお伺いします。

○議長（荒山光広君） 南教育長。

○教育長（南 順子君） 議員御発言のとおり、世界ジオパーク推進課には3名の国際交流員が在籍しており、海外のユネスコ世界ジオパークとの交流や市内企業で働く外国人労働者との交流、市内小・中学校、高等学校への出前授業、ジオガイドへの英語指導などを行っています。

先日も、美東小学校とベトナム・ドンヴァンユネスコ世界ジオパークの目をメオヴァック中学校とのオンライン交流をサポートしております。

また、ユネスコ世界ジオパーク認定のための申請書作成や現地審査の際の通訳などでは、これまでジオパークに関わってきた経験や語学力を存分に発揮し、審査委員にMine秋吉台ジオパークの活動状況等を正確に伝えることができました。これは、ユネスコ世界ジオパーク承認勧告決定の要因の1つになったと考えております。

現在、本市では、在籍するイギリス出身2名、ベトナム出身1名の国際交流員の

任期を調整し、最低2名体制を恒常的に確保することで業務の継続性と引継ぎの確実性、4年ごとのユネスコ世界ジオパークの再審査への安定対応を担保しています。

なお、国際交流員の人件費等は普通交付税で措置されるため、最低でも2名体制を維持したいと考えています。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） 今回の国際交流員、今3名ですけれども、今回3年もやった方、この方は御存じの方もおられるかも分かりませんが、もう小さいときから日本に住んで、関西弁はもう皆様方にもはるかに上手、そういう形ですね、日本文化のことをよく知っておられる方です。だからこそ、私はいろんな対応ができたと思っております。

だから、非常にこういった方がいろいろ今、私もいろいろユネスコ世界ジオパークの関係者とオンラインで交渉するのを私もへり側で聞いておりましたけれども、やっぱりすごいなという認識で感じておるところでございます。だからこそ、今回このユネスコ世界ジオパーク、このMineジオパークが大きく承認された要因になっていったのではないかと、今、教育長言われたとおりだということも私も認識しております。

今後、あとイギリス人の方、あと別の方おられますけれども、同じようなこういった対応が今後ちゃんとできるのかなって。

ちょっといろいろ見てみますと、次の4年後の審査のときね、どうなんかなとちょっと心配なところはちょっとあるわけでございますけれども、この辺については、しっかりとその辺の継承を次の方にやっていただきたいなと思っておりますけれども、この辺の取組についてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（荒山光広君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 本市の国際交流員は、日本ジオパークネットワークの全国大会や研修会で、国内のユネスコ世界ジオパークの海外出身スタッフやジオパーク委員会委員、日本ジオパークネットワーク事務局員との意見交換や情報共有を行うほか、オンラインで海外のユネスコ世界ジオパーク関係者との意見交換や情報収集を行っています。

去る11月13日には、日本、中国、フィリピン、香港のユネスコ世界ジオパーク担

当者が参加するアジア太平洋ジオパークネットワークのオンライン会議に参加し、財政状況やマンパワーの支援等について意見交換を行っております。

これらの会議には、複数の国際交流員で参加しており、海外のユネスコ世界ジオパーク関係者との継続的な連携、情報共有は国際交流員の業務の1つとして行っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） どうか、その辺についてもしっかりとネットを張って、育成に、継承に努力していただきたいと思うところがございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

毎年、冬の2月に行われる秋吉台上の山焼きは、冬から春を迎える風物詩で、多くの観光客に対しての癒しの場となっています。

山焼きの準備として、5メートルから6メートルの幅で20キロにわたる火道切り道の確保への草刈り作業があり、多くのボランティア、職員等の参加があつて、秋吉台上の山焼き作業が成り立っています。

今後、秋吉台上の山焼き作業は続けていかなければ秋吉台の草原を管理・維持していくことはできません。近年において、作業する人の高齢化や人員の確保が難しくなっているともお聞きしております。

秋吉台は、国定公園であります。既に40年前には秋吉台上にカルスト道路舗装が敷設されていることから、秋吉台上のすばらしい草原を観光することができています。

火道切りの道5メートル幅、長さ20キロにわたる場所に石灰石2センチサイズ、前後で5メートル幅で長さ20キロの敷設も不可能ではないかと考えます——可能ではないかと考えます。すなわち石灰石による火道切りの防火帯となり、山焼きを作業する作業員が火災に巻き込まれない場所としての防火帯、避難場所にもなります。

また、秋吉台の草原景観維持はカルストロード並みに、火道切りである防火帯は秋吉台草原保全公園として妥当であると思われませんが、従来の火道切りへの草刈り方式は難しくなっていると認識しなければなりません。

6月議会での山中議員における火道切りへの舗装式対応等の質問がありました。恒久的な低影響素材敷設、石灰石の火道切りの設置はラムサール条約に影響しない

か、水質環境に悪影響しないか等、環境影響を調査しなければなりません。

したがって、秋吉台国定公園としての位置づけに科学的影響評価等を考えていくことが重要と考えますが、今後の検討策として、秋吉台の環境保全維持への火道切りの設置についてお伺いいたします。

○議長（荒山光広君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） さきの9月定例会の山中議員からの一般質問に対する答弁の繰り返しとなりますが、秋吉台の山焼きを実施する範囲は大部分が特別天然記念物に指定されています。

令和4年3月に策定した「特別天然記念物秋吉台保存活用計画」では、秋吉台の本質的価値である石灰岩や地下の石灰洞、カルスト地下水系など価値が損なわれないよう適切に保存管理し、次世代へと受け継いでいくことをうたっております。

秋吉台の草原環境は、山焼きによって維持されており、山焼きを安全に実施するための防火帯の設置、いわゆる火道切りは、周辺地域の方にとっては重労働で大変な作業であると認識しております。

議員御提案の秋吉台草原周辺約20キロメートルの防火帯を石灰岩のバラスでの敷設は、アスファルト等の浸透性のない舗装と比べると雨水の自然な流れの分断は少なく、舗装材や舗装材の成分を含んだ水が地下に浸透することもなく、石灰岩やラムサール条約に登録されている秋芳洞を含むカルスト地下水系への影響も少ないと考えられます。

しかしながら、防火帯は急傾斜の部分が多く、降水によるバラスの流出が考えられます。また、数年は火道切りの必要はないかもしれませんが、いずれバラスの隙間からの草木の発芽や森林との境に位置するため樹木の葉などが堆積、土壌化し、草木が繁茂することが考えられます。さらに、約20キロメートルに及ぶ防火帯のバラス敷設は、文化財保護法の規定に基づく国許可の現状変更にあたると考えられますので、現時点で敷設できるできないの判断は難しいと考えております。

秋吉台は、国定公園にも指定されているため、国定公園を管理する山口県とも自然公園法の規制に係る協議が必要になります。貴重な自然遺産を後世に残していくため、より慎重な検討が必要であると考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。

だからね、だからね、ここで風穴を開けようじゃないですか、私はそう思ってるんです。今後作業も大変、そこをいろいろしっかりとバラスで押し固めていく。当面、ゾーニングのことを考えれば秋吉台カルストロード、これも長い距離、コールタールでやってますよ。これは、秋吉台——洞の上を走ってるわけじゃないです。ゾーニングすれば、関係ないところまで走ってる。それも道路によって多くの方が秋吉台に、この台上に来て観光を本当に快く景色を見ることができる。これ、お金じゃあ変えられんのですよ。

だから、火道切りも今後の作業の大変さね、そういったところを考えていくと、私は石灰でしっかりと敷き詰めていく。こういったところを考えていくと、ゾーニングも台上から見える部分はちょっとそれ差し置いて、それを過ぎたところの向こう側、こういったところをしっかりと見える——秋吉台上から見るところはそれをしなくて、それ以降のところをそれを敷設していくこういったこと、これも私は1つの提案——案ではないかと。

こういったところ、いろいろ考えていくことは大事、草原をずっと維持していくことも大事なんですよね。だから、ゾーニングした場合にはあんまり影響はないかなど。しっかりと県、国、しっかりとその辺をようまとめていくこと——訴えていくことを上手にして、県、国へと私は納得させていくことが非常に大事、そういったことをあなた方、得意じゃないですか。それをしっかりと認めさせていく。

40年前も多分ゾーニングだったら秋吉台上じゃない、洞の上じゃない、もういろんな考えて工夫されてやってたんですから、それから見たら今回、これからの草原の維持と皆さんの作業の大変さとか、思った費用のコスト削減のためには非常に重要なことですから、しっかりと風穴を開けるような、こういった新しい新志向で進めていっていただければうれしいかなど思っているところでございます。

私も、1か月前にこの青景の里謎解きウォークに参加しました。青景地区は、中世末期から江戸初期にかけて毛利藩が銀を採掘し、村は大いに栄えていたとの認定ジオガイドの説明がありました。採掘坑道を案内——視察しましたが、銀を掘った後のみの形跡も確認したところでございます。これも、ジオポイントの1つでありますけれども、青景がかつて山焼きが行われて草原状態であったともお聞きしますが、現在は山焼きが継続しておらず、雑木や樹木が繁茂していると説明を聞いたと

ころでございます。

秋吉台のこういった草原景観維持のためには、従来の火道切りの草刈り作業方式が限界を迎えており、この砂利タイプの石灰石敷設、この新方式で防火帯の検討をしていくことが重要であると思います。

こういった点については、ユネスコ世界ジオパーク審査員関係者に、火道切りによって秋吉台上の草木を維持していくことは重要でありますけれども、秋吉台上の景観や台上の環境を維持することが難しくなるとの問題が発生するのかどうか、ユネスコ世界ジオパーク審査員に問い合わせることも必要と思いますが、この点について、いかがでしょうか。

まず、県、国、そしてユネスコ世界ジオパーク、こういったところもどうなんかなということ、一応御返事をいただいていくことも大事じゃないかと思っておりますので、これについて、最後お伺いいたします。

○議長（荒山光広君） 千々松教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（千々松雅幸君） 議員御指摘のとおり、秋吉台の草原の範囲は昭和初期に比べ減少しており、日本国内でも少なくなっている草原環境を守っていかねばなりません。

御提案の新方式の防火帯、石灰岩バラスを敷設した約20キロメートルにもわたる防火帯は、秋吉台にどのような影響を与えるのか分からず、国、県の許可が可能な案件かも分からないため、現状においては、国や県に対して、石灰岩バラスの敷設の要望は難しいと考えております。

しかしながら、山焼きを維持し、この秋吉台の草原を維持していくための方法は、国や県あるいは関係機関との協議をしながら新しい方策を検討していきたいというふうに考えております。

ユネスコジオパークとしての考え方についても、関係——草原を守っていくということについて、いろいろ意見交換をさせていただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○11番（岡山 隆君） ありがとうございます。もうしっかりとこの秋吉台上の草原をまず第一に維持していくことが非常に重要であります。そこを第一に、今後、今

日提案した案件について今後とも検討していただければ幸い、このように思っているところがございます。

それでは、以上をもちまして、一般質問を終了させていただきます。皆さん、ありがとうございました。

〔岡山 隆君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） この際、午後1時まで休憩します。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○副議長（村田弘司君） 休憩前に続き、会議を開きます。

議長が所用のため席を外しておりますので、副議長の私が議長の職務を務めます。御協力願います。

一般質問を続行します。竹下駿議員。

〔竹下 駿君 発言席に着く〕

○2番（竹下 駿君） 未来へつなぐ会の竹下です。よろしくお願いいたします。一般質問発言通告書に沿って、質問させていただきます。

まず、初めに、飲食店開業支援（下水道・浄化槽問題）について質問させていただきます。

現在、美祢市では、下水道区域が市全体の中でも限られた範囲にとどまっており、多くの地域、特に古民家が点在する山間部や集落地域では、下水道が通っていないことが一般的な状況です。そのため、飲食店をはじめとする事業用途で建物を活用しようとする場合には、合併浄化槽の新設あるいは既存浄化槽の大幅な容量アップが必要となります。

さらに、仮に下水道区域内であっても、下水道へ接続するための宅内配管工事や引込工事には数十万円規模の費用が発生すること——する場合があります、浄化槽の問題と併せて初期投資の大きな問題となっています。

現状、この浄化槽の設置費用が新規開業にとって非常に大きなハードルとなっています。

特に、古民家を活用したカフェや古民家飲食店の開業を検討する若者、移住者にとっては、建物改修費よりも浄化槽費用が多く——重くのしかかるケースが実際に

多く報告されています。

一般的に、家庭用の5人から7人槽の浄化槽では飲食店用途としては不十分で、来客数にもよりますが8人槽以上、場合によっては10人槽、12人槽が必要となります。これらは、工事費込みで100万円を超えることが多く、地域資源を活用した小規模ビジネスを志す人にとっては非常に大きな初期投資でございます。

一方で、美祢市では、現在、個人住宅を対象とした浄化槽設置整備事業の補助制度は存在しますが、事業用途・店舗用途に対しては補助対象外になっています。これは、他市でも同様の傾向で、店舗用途まで対象を広げている自治体は全国的にもまだ少なく、制度改善の事例も多くは報告されていません。

しかしながら、人口減少や空き家増加が進む中、古民家を活用したカフェや地域交流拠点の創出は、地域経済の活性化、関係人口の増加、移住者の定着に効果がある取組として注目されています。

本市においても、古民家を活用した地域づくりの相談や飲食店開業の問合せは増えており、地域の新しい担い手の育成という観点からも開業支援の強化は大変に重要だと思います。

特に、市内では、浄化槽の問題さえ解決すれば開業できるという相談もあり、建物の魅力や立地、地域との関係性が整っていても下水道未整備という理由だけで、開業を断念してしまうケースが実際にあります。これは、地域にとって大きな損失であり、空き家活用の大きな妨げにもなっています。

さらに、飲食店の新規開業は、地域での雇用創出、地元農産物の活用、地域コミュニティの形成など、単に美祢が1つ——店が1つ増えるにとどまらない波及効果が期待できます。

しかし、現状では、都市部に比べて収益が読みづらい地方において、この浄化槽と下水道接続の負担は他地域と比較しても重く、本市の開業環境の競争力という意味でも不利な状況が見受けられます。

以上のことを踏まえて、飲食店や事業施設を対象とした浄化槽、下水道接続支援の有無とその必要性について伺います。

○副議長（村田弘司君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 竹下議員の御質問にお答えします。

まず、公共下水道の接続につきましては、飲食店や業務用施設に限らず、処理区

域内における下水道配管から宅内の公共ますまでの設置工事は、市の負担によって行っております。

支援制度といたしましては、既存のくみ取便所を水洗便所に改造する際の資金の融資あつせん及び利子補給の制度を設けております。

次に、公共下水道、農業集落排水及び秋吉地域環境衛生施設の処理区域外の浄化槽設置の支援につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を活用した浄化槽設置整備事業補助金により設置費用の一部を補助しておりますが、国の交付金の対象は、基本的には、居住を目的とした一般住宅が対象となっております。

このため、飲食店や業務用施設は補助対象外となり、現在のところ、本市独自の業務用施設への拡充は考えておりませんが、今後、国に対し交付金制度の運用について、協議、相談してまいりたいと考えております。

なお、小規模店舗などを併設した住宅の場合は、建物の延べ床面積の2分の1以上が居住目的として利用されるときは補助対象となっております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 竹下議員。

○2番（竹下 駿君） では、次にまいります。

先ほどの質問では、飲食店や事業用途で、古民家・空き家を活用しようとする際には浄化槽、下水道接続費用が大きな障壁になっているという現状とその支援の必要性についてお伺いさせていただきました。

ここからは、その問題をより具体的に解決する1つの方向性として、既存制度の拡大——改善・拡大に焦点を当てて質問させていただきたいと思います。

現在、美祢市では、個人住宅を対象とした浄化槽設置の補助制度が運用されているというお話でした。これは、美祢市——市民の生活環境向上、公共用水域の保全、下水道未整備地域での生活基準の強化などを目的とした大変重要な制度だと認識しております。

しかしながら、この制度は、あくまで個人住宅を前提としており、店舗・事業用途、特に古民家を活用した小規模飲食店や地域交流拠点づくりには適用されているところが少ないと感じております。この住宅のみという縛りが結果として、地域での新規チャレンジや小規模事業の創出を阻んでいる側面であると私は考えております。

実際に、古民家のカフェをやりたいが、浄化槽の負担が大きくて踏み出せないという声は先ほどの質問でもさせていただきましたが、こうした相談は、家として住むには十分な浄化槽があるのに、店舗になると要件が変わり、結果として、補助対象外にならん——対象外になるというギャップが生じています。

また、古民家を活用した事業は、単なる商売ではなく地域の新しい担い手づくり・観光——関係人口の増加・地域経済の循環促進といった、市としても優先度の高い政策目標と深く関係していると私は思っております。市が重点施策として上げている移住・定住促進や——が実現においても、その効果は小さくなるのではないのでしょうか。

現状では、住居として移住したい人には補助が出る一方で、住居プラス仕事づくりをセットで持ち込む人には補助が出ないっていうのは、ちょっと矛盾が生じているのではないかと私は思っております。

これは、地方において、仕事づくりと暮らしづくりがセットで語られるべき現代的な文脈に照らすと、制度のほうで正直追いついてないのではないかと私は感じております。

さらに、全国的に見ても、浄化槽補助制度を事業用途にまで拡大している自治体はまだ少ないんですが、一方で、空き家の商業利用を後押しし、地域のサービス不足を補い雇用を生み地域の魅力を高めるという観点から、今後、この分野の支援が必要になることは、多くの自治体で、共通の課題となっているのではないのでしょうか。

美祢市においても、これからの人口減少対策、空き家活用戦略、関係人口や移住者の増加という中長期の目標を考えたとき、単に住宅だけを支援するのではなく、地域に必要な店舗の創出、小規模事業の立ち上げ支援、古民家の利活用という視点を制度に組み込んでいくことが重要になると考えております。

特に、観光地である秋吉台周辺や市内の集落地域では、お店が1つできるだけで、地域の魅力や滞在性が大きく向上する可能性があります。観光と地域暮らしの接点が増えることによって、関係人口づくりにも大きな効果が期待できると思います。

その意味でも、小さな店舗を生み出すための初期費用、特に浄化槽という大きなハードルに対して支援を検討するには、市の将来投資として、非常に価値があると私は考えております。

市としても、財源の制約がある中、いきなり大規模な支援制度をつくるのは難しいかもしれませんが、しかし、例えば空き家の商業利用に限定した小規模店舗向けの特例枠を設けるなど、段階的な整備やスモールスタートも十分可能だと考えています。重要なのは、地域でやりたいと思う人の背中を押す制度をつくれるかどうかだと思います。

そして、空き家を活かした、地域に人を呼び込むという市の政策目標と制度をしっかりと連動させていくことが必要だと思います。

以上を踏まえて、先ほどは大変難しいというお話でしたが、既存浄化槽補助制度の店舗事業用途へ拡大の可能性についてお答えください。

○副議長（村田弘司君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） まず、浄化槽の処理人員の算定について御説明いたします。

浄化槽の処理人員の算定につきましては、国土交通省が定める「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理人員算定基準」を用いることとなります。延べ床面積30平方メートルの喫茶店を開業した場合を例に浄化槽の処理人員を試算しますと24人槽となり、これが中華料理店のような汚濁負荷が大きな店舗となりますと、同じ床面積でもさらに多くなり89人槽の浄化槽が必要となります。

一般的な戸建て住宅の処理人員が5人から10人であることと比較しますと、店舗等には大型の浄化槽が必要となり、設置費も高額となります。

下水道等の処理区域外に市外・県外から移住し、空き家を利活用して創業を検討される方にとって、この設置費用が大きな負担となっていることは、本市においても認識しているところであります。

本件につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今後、国に対し交付金制度の協議、相談を行いますとともに、飲食店や民泊等への補助制度拡大について検討をさせていただきたいと考えております。

なお、本市では、市内での創業・継業の促進、また、市内における空き店舗等を利活用した創業を促進し、市内商業の振興及び活性化を図るため「美祢あきない活性化応援事業」としまして補助率2分の1、女性創業に対しては3分の2、上限額100万円の補助制度を設けております。新規創業時に浄化槽の改修を併せて行う場合には本事業が活用いただけますので、御相談をいただければと思います。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 竹下議員。

○2番（竹下 駿君） 大変お金のかかることですので、なかなか難しいことだとは思いますが、都会のほうからですね、もしカフェ——古民家カフェをやりたいというイメージになりますと、大体山あいをイメージされる方がすごく多いのではないかと思います。もし、そういった方が創業しやすいような環境づくりを美祢市だけではなく、国・県に要望していただいて、やりやすいような環境づくりをお願いしたいと思います。

それでは、次に企業誘致、市内企業説明会について質問していきたいと思っております。

近年、全国の地方では人口減少が進み、地域の元気を維持するために、企業誘致の取組がますます大切になっております。

本市においても、地域経済の活性化や雇用の場づくりにつながる企業から選ばれるまちづくりが求められると強く感じております。

その中でも、私は特に魅力の伝え方が重要だと考えています。

企業が立地を検討する際、まず最初に見るのは、その地域がどんなまちかという大きなイメージであり、そこからより具体的な情報へと興味移っていきます。つまり、最初の入り口となる本市の魅力をどう丁寧に、そして、分かりやすく伝えるかが企業誘致の成果を左右する大きなポイントになると私は思っております。

本市には、都会とは違った強みが多くあります。例えば、落ちついて仕事に集中できる環境、自然に——自然とまちなかが程よく近い暮らしやすさ、災害の少なさ、そして、市民の働く姿勢の真面目さや温かさなど、企業にとって安心して事業を続けやすい土台がそろっていると思っております。

しかし、これらの魅力は、言わなければ伝わらないまま埋もれてしまいます。企業に選ばれるためには、本市の強みをしっかり言葉にして分かりやすくまとめて、必要なほうへ確実に届けていくことが大切だと考えます。

また、企業の方からすると、実際に進出を考える段階では、立地環境や働く人材、暮らしやすさなど欲しい情報が幅広くあります。そのため、本市が持つ魅力や情報をどこを見れば一目で分かるのか、そういった動線づくりも今後ますます重要になると思っております。

さらに、本市を既に知ってる企業だけでなく、まだ、名前を知らない企業にも見

つけてもらえるような発信も必要です。ホームページの分かりやすさ、パンフレットの工夫、SNSや動画を使った紹介など様々な手法が考えられます。

企業誘致という大きな事業に思われがちですが、まずは、まちの魅力を丁寧に伝えることが最初の一步ではないかと思っています。

そこでお伺いします。

本市として、企業に向けてどのような独自の魅力を発信していくか、お聞かせください。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 竹下議員の御質問にお答えいたします。

現状において、本市における企業誘致の推進は、地域経済の活性化と雇用の確保に直結する重要な施策であります。本市の魅力を広く発信することはもとより、実際に企業が求める情報を的確に提供することが重要であると考えております。

進出を検討する企業の多くは、県内の立地環境や支援制度について、まず傾向的に、県の関係部局にお問合せされる傾向があります。そのため、現状としては、山口県と密接に連携し、足並みをそろえた情報発信と情報収集を行うことが企業の信頼性向上と円滑な企業誘致につながるものと認識しております。

現在、市内において、一定のインフラ整備が完了した工業団地は限られ、残区画も僅かとなっており、新たな工業団地の必要性が高まっていることから、まずは、今は団地の新設について、これまでも県に要望の重点事項として上げております。

折しも、11月中旬に国・県に対し要望したところであり、この点については、今後も引き続き重点項目として要望してまいりたいというふうに考えております。

また、本市では、既に進出されている企業の本社を積極的に訪問し、今後の事業展開の意向や課題を直接伺う取組や関係性を深めることによって、他の関連企業の紹介につながる取組を行っております。こうした訪問活動が既存事業——既存企業による事業所の増設や新規設備投資へとつながる事例も生まれてきており、今後も、これについては継続的に実施してまいります。

情報発信につきましては、本市の地震等災害リスクの低さや交通アクセスの優位性、自然環境と生活のバランスのよさなど本市ならではの魅力をアピールし、県と連携した情報発信を基本として進めておりますが、業種ごとに進出先のまちの魅力、また、希望が異なるのも一方で事実でございます。

したがいまして、竹下議員の御提案も含めて、ターゲットごとに絞った情報発信がよいのかということも含めて、これは絶えず改善、また、検証はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 竹下議員。

○2番（竹下 駿君） 美祢市の立地に合っている企業は、私は必ずあると感じています。その企業が美祢市でやってみたいと思える体制づくり、また、答弁でもありましたが、進出していただいた企業に積極的に訪問し、美祢市で起業してよかったと思えるようなサポートもしっかりしていただきたいと思います。

次に、これ少し提案に似たものになるかもしれませんが、関係人口創出につながる複合型イベントについて、ちょっと質問させていただきたいと思います。

私は、地域の魅力を知ってもらい、関わってくれる人を増やすことがこれからのまちづくりにおいてとても大切だと考えています。いわゆる関係人口と言われる、住んではないけれども気にかけてくれる人、応援してくれる人、何度も足を運んでくれる人たちが増えることは地域の元気につながると思います。

今、全国を見ても、地域の自然や文化、食べ物、地元の人との交流をきっかけに、また来たい、このまちが好きになったと言ってくれる人を増やす取組が広がっています。

そして、そうした取組の中でも、近年、特に企業説明会や仕事体験などの仕事に関するプログラムと地域の魅力を感じられる体験型イベントをセットにした複合型イベントがごぞいます。

例えば、自然体験、アウトドア、農業体験、文化体験、地域の人との交流などと一緒に地元企業の紹介や働き方を知る企画を行うことで、仕事と地域の魅力の両方に触れることができます。

こうした複合型の取組は、単なる企業説明や移住相談会とは違い、地域の雰囲気そのものを体験してもらえるため参加者の記憶に残りやすく、関係人口の入り口として、とても効果的であると言われていています。

実際に、ほかの地域では、地域の産業まつり、観光イベント、マルシェなどの場で、企業のミニブースや仕事体験などを行う例が増えています。

本市でも、地域の魅力を活かしたイベントは多く行われていますし、企業の皆さ

んと市民が触れ合える場もあると思います。しかし、まだまだ組み合わせ方や見せ方の工夫次第でもっと多くの人に興味を持っている——持ってもらえる余地があるのではないかと感じています。

また、こうした複合型イベントは、市外の方だけでなく、市内の子どもや若い世代にとっても地元で働く未来を創造するきっかけになります。

市外に出てしまった若者がふと帰省したときや観光で訪れたときに、こんな企業があるんだ、こんなまちでも働けるかもしれないと感じてもらえる可能性にもつながります。

本市の魅力は、自然や景観だけでなく、地域企業の技術・人の温かさ・地域に根づいた生活文化など多くの部分にあると思います。これらを分けて見せるのではなく、1つのイベントの中で重ねて伝えることが新しい関わり方を生むきっかけになると考えております。

そこで、本市として、関係人口創出につながる複合型イベントについて、今後の方向性をお聞かせください。

○副議長（村田弘司君） 河村観光商工部長。

○観光商工部長（河村充展君） 関係人口とは、地域に定住はしていないものの、継続的にその地域との多様な関わりを持ち、地域づくりに関心や愛着を寄せる人々を指します。近年、多くの自治体において、こうした関係人口の拡大を通じて、地域の活性化を図る取組が進められております。

本市における市内企業の就業状況は、市外からの通勤者の方が多く、夜間人口に比べ昼間人口が多い状況となっております。このため、本市としては、まず市内の方々に地元企業を知っていただき、市内での就職・定住につなげることが何より重要であると考えております。

地域経済を支えるためには、関係人口の創出以上に、市民が地域に根ざして働き、暮らし続けることが持続的なまちづくりに直結すると認識しております。

そのため、本市では、市内2つの高校で、キャリアガイダンスを実施することにより市内企業の魅力を紹介し、若い世代に地元で働くことのよさを伝えております。

また、市内事業所の情報を掲載した企業ガイドブックを作成し、二十歳の集いなどのイベントや教育機関等に配布するとともに、市ホームページへの掲載を通じて、魅力発信に努めています。

さらに、美祿勤労者総合福祉センター内にあります美祿就職相談室では、毎月1回、市内事業所による就職面接会も開催しております。

加えて、令和5年度から生涯学習フェスタにおいて、市内企業の展示ブースを設け、市民の皆様が企業の魅力や事業内容に直接触れる機会を提供しております。

御質問の複合型イベントの実施につきましては、生涯学習フェスタでの取組のように他のイベントとのタイアップ等を含め、地域の魅力や企業の特徴をより広く知っていただき、市民と企業、地域がつながる契機となるよう進めているところでございます。

基本的に、企業紹介に限らず複合型イベントにすべきと考えておりますが、一方で、組合せが多ければ多いほど、主目的から離れていく可能性もありますので、ターゲットの絞り方が重要であると考えているところでございます。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 竹下議員。

○2番（竹下 駿君） 今回は、少し提案も含めて質問させていただきました。

この複合型イベント、いいところはですね、さきにも説明しましたが、Iターン・Uターン者も呼び込めるというのも含め、地域にいる若い人たちにも地元の企業がこういうところ、いろんなどころがあるんだなっていうきっかけになると考えております。で、よく知ってもらえる機会になるのではないかと考えています。生涯学習フェスタのみならず、定期的に目的をよく絞って図っていただきたいなと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

〔竹下 駿君 自席に着く〕

○副議長（村田弘司君） この際、13時50分まで休憩します。

午後1時30分休憩

午後1時50分再開

○副議長（村田弘司君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。井上敬議員。

〔井上敬君 発言席に着く〕

○3番（井上 敬君） 健政会の井上敬です。一般質問発言通告書に沿って質問いたします。よろしくお願いします。

まず初めに、自治体新電力の設立についてです。

電力の自由化から全国で多くの新電力会社ができている。その中に自治体新電力と呼ばれるものがあります。地方自治体を中心となってつくる電力会社のような。

美祢市内には、多くの太陽光発電施設があり、多くの電気が発電されている状況です。

経済産業省の資源エネルギー庁が出している2023年のデータによりますと、美祢市内の電力発電量の数字を示す市町村別逆潮流量の3億607万3,000キロワットアワーに対し、電気の使用量を示す需要電力量は2億1,752万6,000キロワットアワーで、美祢市内の発電量は、市内の需要を1.4倍、数字上は上回っていることになっています。単純に考えると供給量が需要を上回っているの、市内だけで電気を賄えそうです。

自治体新電力は、2024年4月時点で全国103社を超え、山口市にも山口グリーンエネルギーが設立されました。これは、山口市が51%出資、そのほか企業や金融機関が残りを出資してできているようです。県内では宇部市にもあります。美祢市では検討されたことがありますでしょうか、お伺いします。

○副議長（村田弘司君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 井上議員の御質問にお答えします。

まず、本市の電力状況につきましては、資源エネルギー庁のデータが2024年度、昨年度のものに更新されておりますので御説明しますと、電力発電量を示す逆潮流量が3億691万2,000キロワットアワーに対し、電力使用量を示す需要電力量は2億1,658万1,000キロワットアワーでありましたので、発電量が需要量を9,033万1,000キロワットアワーは上回っていることとなります。

本市の電力発電施設は火力発電と太陽光発電のみで、発電量の内訳は、火力発電が9,700万3,000キロワットアワーとなっておりますが、これは、市内セメント製造企業が石炭を燃焼し発電したものであり、余剰電力はこの企業の他事業所に送電されております。続いて、太陽光発電が2億990万9,000キロワットアワーとなっております。

この発電量の統計には、戸建て等の一般家庭の発電量を含まず、市内各所のメガソーラーなどの事業者が設置した太陽光発電所の発電量となりますので、この電力は、電力供給事業者により、国内各所に売電されているものと考えられます。

したがって、この統計による電力発電量の全量が企業内送電、または売電されているものであると考えております。

次に、自治体新電力の状況についてであります。本市は、令和3年度に市内企業にゆかりのある企業と新電力会社設立に向けた検討・調査を行いましたが、電力の需給バランス、自営線河川による送電コスト及び立地条件などに問題があったため断念しております。

現在、県内では、下関市・宇部市・山口市の3市に地域の民間企業や金融機関と連携した自治体新電力が設立されておりますが、3市とも、市の可燃ごみ焼却施設から発生する廃熱発電を主要な電源の1つとしており、もともと自前の発電施設を持っていたことが3市の大きな強みであると思われま。

しかしながら、ごみ焼却施設は焼却炉等の定期点検、補修が必要となり、365日フル稼働はできないことから、点検等で不足する電力需要量については、日本卸電力取引所等から買電しているのが現状のようであります。

この買電の場合は、電力市場価格は、国際情勢を基にしたエネルギー価格の動向に大きく左右され、自治体新電力の安定経営のためには、自前の電源比率をいかに高めていくかが課題であると言われております。

対応としましては、太陽光発電設備や蓄電池の整備などが他の自前電力の代表的なものとして挙げられますが、過大な設備投資は小売電力価格への転嫁につながるため、電気料金の削減効果と投資額のバランスを考慮して判断する必要があると考えております。

本市の自治体新電力への取組につきましては、過去に断念した経緯に加え、自前電源の確保という大きな課題があることから、現状での取組は困難であると考えておりますが、今後、国の支援策等の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 出だしからつまずいてしまいましたが、数字上で数字だけを見ると、本当に出来上がった電力で市内の需給が賄えるというふうに単純に考えた

んですけども、火力発電と太陽光発電も数字は大きいけれども、単純に引っ張ってくることは難しいということで、今後、今言われたように、国からの支援とかそういうことがあればまた検討していただきたいなと思います。私ももう少し勉強していかなきゃいけないなと感じました。

続きまして、次の質問をさせていただきます。

障害のある児童生徒が利用する放課後デイサービスについてです。

現在の状況についてお伺いします。

本年3月議会で質問させていただきましたが、放課後デイサービスについて利用者の要望を確認していただきましたが、ニーズは、現在の市内の受入体制を1.6倍ぐらい超えているというお答えだったと思いますが、新たな業者の参入や現在市内にある事業者への働きかけなど、その後はどのような状況になっていますでしょうかお伺いします。

○副議長（村田弘司君） 佐々木市民福祉部長。

○市民福祉部長（佐々木靖司君） 本件につきましては、本年3月に市内の社会福祉法人に対し、放課後等デイサービス事業所の開設を検討するきっかけとなるよう情報提供を行っており、その結果、1法人から事業所の開設を前向きに検討するという回答をいただいたところであります。

以降、この法人が検討や調整を進められる中で、必要となるデータ、人材確保に係る情報提供など適宜支援を行っているところであります。

今後も必要な情報提供は調整を行うなど、早い時期での事業所の開設につながるよう市としても支援を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 障害のあるお子さんを持つ家庭は通常の学校にあり——放課後児童クラブなどを利用しにくく、デイサービスを利用することが多い状況です。現在は、市内に1事業所のみで、市外事業者を——事業所を利用する家庭も分かります。

今、答弁ありましたけれども、民間事業者ですから、当然利益が出せないところにはなかなか進出は難しいと考えますが、現在の市内の業者にとっても、競合の業者があることはサービスの向上にもつながるでしょうし、利用者さんにとっても助

かると思います。ぜひ、新規の事業者の開拓と、それから現在ある業者さんの受入人数の拡大等にも支援をしっかりとさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に移ります。

有害鳥獣の捕獲後の処理についてお伺いします。

現在、イノシシやシカなどの有害鳥獣の捕獲の届出があるもので、美祢市全体で、年間どのぐらいの捕獲があるでしょうかお伺いします。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 本市の昨年度有害鳥獣捕獲数は、鳥獣合わせて5,230頭羽で、有害鳥獣捕獲許可に基づく捕獲、狩猟による捕獲及びニホンジカのみが対象となる山口県指定管理鳥獣捕獲等事業で捕獲した合計となります。

このうち、イノシシ及びニホンジカの捕獲数を申し上げますと、イノシシは1,447頭で、内訳は有害鳥獣捕獲許可に基づくものが870頭、狩猟によるものが577頭で、過去3年間の捕獲数は横ばいが続いています。

次に、ニホンジカは3,202頭で、内訳は、有害鳥獣捕獲許可に基づくものが1,759頭、狩猟によるものが639頭、山口県指定管理鳥獣捕獲等事業によるものが804頭で、捕獲数は年々増加しております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 5,200という数字にちょっと驚いたんですけども、最近は、イノシシ——一時期イノシシが多かったりいたしますが、今、本当にシカが増えてるなというのをすごく感じます。

捕獲後の処理は、ジビエなどの食肉にするか土に埋めるかとなっているようなのですが、実際には、食肉となる割合も意外と少なく、猟師の方々の高齢化も進み、1人当たり年間100頭を超えるような捕獲の個体を個人が土に埋めるというのは本当に大変な労力のようなようです。

美祢市で、1か所でもよいので、処分場のようなものを新設していただけないかという声があります。美祢市としてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○副議長（村田弘司君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 現在、捕獲された鳥獣は、一部食肉等に利用されて

いるものの多くの個体は埋設処理されています。

このことから、本市では、単市事業として、ジビエ普及応援事業に取り組んでおり、食肉処理施設を整備するための必要経費及び自家消費に必要な懸吊設備等の購入に対する経費の一部を補助し、食肉利用を推進しています。

御提案のありました処分場の新設の検討につきましては、本市単独での取組は、設置及び運営ともに困難であると考えており、このため、山口県に対しまして、県営の埋設焼却施設の設置等の検討を継続要望しております。

また、捕獲後の個体の埋設処理は捕獲者が行うため、埋設する穴を掘ること及び個体を運搬する労力や経費負担が捕獲意欲を減少させる要因の1つとなっていることから、埋設費の補助制度等負担軽減に資する事業や、捕獲意欲を低下させないための事業の新設につきましても併せて継続要望しているところであります。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） ぜひ、引き続き継続して要望していただいていることですので、このままずっといけば、特にシカの——私も美祢市の北部のほうに住んでおりますが、本当に毎朝シカに出会うような状況でして、本当に大変な状況だと思えます。

ぜひ、県のほうにも——県内でも全国でもそうなのかもしれませんが、大変な状況になっておると思いますので、狩猟の、農家にとってもやっぱり害獣を捕獲するというのはすごく大切なことになると思いますので、バックアップができるように、引き続き県に働きかけをお願いできたらと思います。よろしくお願ひします。

続いての質問に移ります。

続きまして、政策提言や提案についてです。

まずは、市民からの提案や提言についてです。市民からの提案提言などについては、どのような形で募集されていますでしょうかお伺ひします。

○副議長（村田弘司君） 古屋デジタル推進部長。

○デジタル推進部長（古屋敦子君） 本市では、美祢市要望等事務処理要領において、市政に関して新しい考え方、既存の施策及び事務事業の改善案、代替案、見直し案等が具体的に示された場合、適切に処理するための手続を定めています。

提案は、本庁、総合支所、出張所に設置しております市長への提言箱のほか、郵

送などで受付を行っております。

なお、内容が複数の所管課にわたるときは、広聴を担当するデジタル推進課で受付を行っており、要望、意見、質問等を含め、昨年度は、デジタル推進課で17件の受付を行っております。

また、市民協働の理念の下、市長との直接対話を通じて、身近な施策に市民の声を反映させることを目的として実施するMineみらいトークは、団体・グループトークと個人トークの2つの形態により実施し、市民自らによる未来志向のまちづくりを推進することを目指しております。

今年度は、9つの公民館において4団体、個人は10名の方々と市長が直接トークを行ったところです。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 提言箱が用意してあるということですが、何でもかんでもとにかく言えばかなえられるということではないのは分かっておりますけれども、市民から直接声を聞くという体制を整えておく必要がありますので、引き続きみらいトーク、提言箱等で市民の皆さんからもしっかり提言をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、市内企業からの提案、提言についてです。

市内企業、事業所から、美祢市に対する提言・提案などを受け付けるような体制が取られていますでしょうか。

全国を見てみますと、地域企業などから、まちを活性化させるための提案を募集している自治体が結構身受けられます。

企業の技術やサービス、商品などを使ったものだけにこだわらず、企業からのアイデア、独創的な提言、行政の職員では思いつかないような面白い提案・提言などを募集してみてもいかがでしょうか。美祢市ではどのような形になっていますか、お伺いします。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 井上議員の御質問にお答えいたします。

本市では、現在、企業や事業所の皆様からの御意見や御要望をお伺いするため、様々な機会を通じて意見交換を行っております。

具体的には、企業の皆様が集う会議等があれば積極的に参加させていただき、直接御意見を伺っております。

また、誘致企業への訪問——本社訪問を含め定期的な訪問のほか、美祢市商工会や金融機関をはじめとする各種団体等を通じて、市政に対する提案や要望を随時受け付けております。

さらに、昨年度からは、市内の4つの工業団地に立地する企業を対象に、年1回ではありますが情報交換会を開催しております。この会では、本市の支援制度等の情報提供や企業が抱える課題、今後の企業間の連携の在り方など、幅広いテーマについて意見交換を行っているところであります。

加えて、毎年5月の県内企業人材確保促進月間に併せて市内企業を訪問し、魅力ある職場環境づくりによる雇用確保や人材定着の促進に向けた取組を要請するとともに、その企業における現場の課題や要望を丁寧に聴取しているところであります。

そのほかにも、毎年度開催しております産業振興審議会においては、各産業分野での——分野で御活躍の委員が所属されている専門分科会での意見交換をもとより、全体会議の中でも、全産業を通じた意見交換を行っているところでございます。

また、令和5年度には、ふるさと美祢地域創生サポーター制度を創設しており、関東で御活躍中の木村知弘氏、関西で御活躍中の河野隆章氏のお2人に御就任いただいておりますが、それぞれの立場から産業振興に資する御助言をいただくのみにとどまらず、関係人口の創出にも御貢献いただいているところでございます。

昨年度創設いたしました美祢市奨学金返還支援事業につきましては、イキ御説明いたしました様々な機会や御意見を基に、代表的な——基に制度を創出した代表的な事業であり、その他の事業についても、企業や事業所の皆様との懇談や御意見により見直しを図りながら、より活用しやすい事業展開を図っているところでございます。

こうした取組を重ねながら、行政と企業が双方向で意見交換交わし、地域経済の活性化につなげていくことが重要であると考えております。

一方で、議員御指摘のように、全国の自治体では、地域企業や団体から幅広く提案を募集し、まちづくりに反映する仕組みを整えていらっしゃる例も少なからずあります。こうした取組は、企業——行政と企業が協働し、地域の持続的な発展を図る上で有効であるというふうに認識しております。

本市におきましても、地域資源の活用や新たな事業創出に向け、民間の創意や実践的な知見を行政運営に反映していくことが今後ますます重要になります。そのため、企業側の御意見、企業からの提案を反映できる仕組みの導入について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 今、最後に答弁いただいたように、企業の要望を聞く、市と協議を行うというところから、今市長おっしゃったように、一步進んで企業から思い切った提案を受ける、民間企業提案制度というのを全国でも結構やってると思うんですけども、もちろんその企業の商品だとか技術とかを活かしたものを提案してもらってもいいですし、まるっきり違うその企業が思いついた、これを提案したら美祢市がよくなるかもしれない、そういうものをもう制度として企業に投げかけて提案してもらおう。そして、協議をして制度化して施策として行うというふうに、いろんな自治体がやってるところがありますので、ぜひ研究もしていただきながら、企業との対話から一步進んでアイデアをもらおうということに進んでいってもらったらいいなと思います。

企業は本当にいろんなアイデアを常に考えて自社の会社を伸ばすためにいろんなことを考えていらっしゃると思います。役所の人間では思いつかないようなことを出してくれるかもしれませんし、企業にとってもメリットがあるし、美祢市にとっても良い提言を出してもらおう、とにかくたくさんアイデアを集めること、いろんな力を結集させることが大切だと考えます。ぜひ、今後に向けて検討していただきたいなと思います。

次に、市の職員の提案制度についてです。

市職員から業務改善、政策提言、サービス向上など様々な提案を反映する仕組みはもちろんあると思いますが、どうでしょうか。

仕事の中で感じること、改善できること、上司を通してではなく直接上層部へ提案できるシステムが大切だと思いますが、どのようになっておりますでしょうか、お伺いします。

○副議長（村田弘司君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 市職員の提案制度については、平成20年3月の新

市合併当初から「美祢市職員提案規程」により制度化しております。

この職員提案制度は、事務事業の改善について意見の提出を求め、事務能率の向上を図るとともに、組織の活性化及び人材育成を図ることを目的としており、「事務事業の能率向上」「市民サービスの向上」「経費の削減」などの提案内容を対象としていました。

しかしながら、職員からの提案が少ない状況であったことから、令和5年度に提案の内容に「職員の意識改革」「執務環境の改善」「環境負荷の軽減」につながる事項を加えるとともに、採否の審査を提案審査会から毎月開催している部局長会議での審査に変更するなど、規程の一部を改正しました。

併せて、職員に対して、改めて職員提案制度の周知と積極的な提案を通知したところであります。

令和5年度以降の実績を申し上げますと、令和5年度は「働きやすい服装での勤務の通年化」など2件の提案があり、いずれも採用しております。

昨年度は、「振込手数料の削減」についてなど4件の提案があり、このうち2件を採用しております。

本年度は、現在までに「フリマアプリを活用した不要物品の販売」など2件の提案があり、いずれも審査中であります。

今後も市民サービスの向上や職員の業務能率の向上、職務環境の改善などにつながる提案が職員から積極的に寄せられるよう、引き続き職員に対して、職員提案制度の活用を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 今、言われたように職員から提案がどんどん出る状態というのがいい職場のバロメーターだと思いますので、引き続き出された提案への評価やよい提案の現場への採用などしっかりやってほしいと思います。

そんな中、そこから一歩進んでですね、これらの提案などから、職員の視察について提案してみたいと思います。

市の職員から、新たな取組の提案による先進地視察をしてみたいかでしょうか。

我々議員は毎年様々なところへ視察に行き、自分の目で見て先進事例を学び執行

部に提案をしていきますが、市の職員こそ、ほかの自治体の先進的な取組を勉強してみるべきではないかなと思います。

ネットではすぐに情報は入手できますが、やはり百聞は一見にしかず、まさに現地に行き学んでくるべきだと考えます。

例えば、自分の部署の業務改善や他市の新しい取組を調査・研究し、視察先を自分で調べ、希望を提出、効果のありそうな提言者職員には希望する先進地への出張を許可し、結果を報告、有効であれば市政に反映していくというような提案です。職員のやる気にもつながりますし、研究することの気持ちも出てくると思います。もしかしたら、議員が提案するよりも早いかもしれません。検討してみてはいかがでしょうかお伺いします。

○副議長（村田弘司君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 本市では「美祢市人材育成基本方針」に基づき、階層別研修や専門的な知識を習得するための特別研修を山口県ひとづくり財団自治研修所や、全国市町村国際文化研修所などの外部研修機関を活用し実施しております。

これらの研修を通じて、先進地の取組事例や他自治体職員との交流、情報交換を行うことによりよりよい実践事例を学ぶことが可能であります。

また、インターネットでの情報収集も可能であり、全国の先進的な事例や効果的な取組を検索、閲覧することができます。

議員御提案の市職員による現地への視察につきましては、実際に先進地等を訪問し、現場の状況を直接見聞きすることで、インターネット上では得られない貴重な情報を収集できるものと考えております。

このため、本年度におきましては、人口減少対策を総合的かつ効果的に実施するために――—するため設置しました美祢市人口減少対策プロジェクトチームの「みらい・そうぞう・まちづくりプロジェクト」の一環として、人口減少対策やまちづくりに積極的に取り組んでいる広島県三次市への視察を実施いたしました。

この視察には、ワークショップ開催地区の代表をはじめ関係する市の職員も参加し、地元自治体との意見交換やまちづくりセンター、交流連携拠点施設の視察などを行いました。これらの取組は、今後の本市の人口減少対策を進める上で大変参考になったものと考えております。

今後も先進地等への視察については、職員からの提案に限らず、新規事業の実施や既存事業の見直しなど、必要に応じて予算化してまいりたいと考えております。

○副議長（村田弘司君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 既に実際にもうやっておられるということで、プロジェクトチームをつくって、それに重点を置いて視察に行くということなんですけども。

今、私も言いましたように、一般の職員でも自分で何かを見つけて、これは変えたほうがいいんじゃないかっていうのを自分で調べて、例えばここに行ってみたいということ提案すれば出張に、それが有効であると考えれば出張に行かせるというふうなシステムができればですね、日常の業務の中で、日頃から自分ですごく仕事を研究したり、効率よくするにはどうしたらいいだろうかという考えることも日常からできるのかなというふうに思いますので、恐らくその提案があつて、どんどん職員を行かせるというわけにいかないと思いますけれども、ある程度の予算を確保して、面白い提案とか有効なものがあれば出張に行ってもらって勉強してもらって、美祢に来てもらうと。

そして、もちろん視察終了した後は、報告をしっかりとしてもらわなきゃいけないですけども、そういう自ら、他市——全国の他市の有効な業務施策等を学んでいくというきっかけになると思いますので、ぜひ積極的に、全ての職員に対してできるような形でやってみてもらったら面白いかなと考えました。ぜひ、検討していただきたいと思います。もっともっと数を増やしていただきたいなと思います。

それでは、最後になりますが、出張所業務の郵便局への委託についてお伺いします。

令和5年3月の総務省のデータによると、既に全国で166の自治体561の郵便局が戸籍謄本や住民票、印鑑証明などの交付を業務委託でやっているようです。

特に、熊本県天草市では、25ある市内の出張所、そのまま継続する1出張所、時間を短縮して継続する2つの出張所以外の22の出張所を廃止し、23の郵便局に令和6年10月から業務委託をしています。その業務委託した後は、各地区コミュニティセンターとして継続して運営しているようです。私も実際に視察に行ってみたいのですが、このように、既にやっている自治体は全国でも多くあるようです。

この件に関しては、何度も質問させていただいておりますが、現在、市内に8つある出張所の業務を郵便局に委託することができるならば、それぞれが公民館の機

能だけとなり、市内に13の公民館という形になります。

私の思う理想の形は、既に公民館の機能だけとなった赤郷地区のように、それぞれ2名配置していた職員を、正職員を1名とし、もう1名は会計年度職員ではなく、地域から採用する複数人からなる集落支援員で運営していくという形がよいのかなと思っています。あくまでも、出張所業務が郵便局に業務委託できたという大前提ですけれども、出張所業務が残ったままだと正職員にしかできない業務があるため、2名体制を変えられないということだったと思います。

出張所業務を郵便局に委託ができれば、メリットとすれば、その2名体制でやっていった出張所業務を1名減とし、職員を本庁へ回し、仕事量の多い部署へ配置できます。ただし、公民館職員、正職員が1名となるので、職員の休暇等をカバーするためには、それなりの体制を考えなければならないとは思いますが、有効に要員配置ができるのではないのでしょうか。

名称も、公民館からまちづくりセンターというようなものに変更すれば、公民館の縛りの活動ではなく、それぞれの地域の特色を活かしたいろいろな運用ができるようにもなりますし、新たな地域の拠点施設になるのではないかと思います。

デメリットとしては、郵便局への業務委託の費用が新たに発生します。しかし、職員を削減した人件費を考えると効果はあるのではないかと考えます。

もう1つ、デメリットがあるとすれば、地域から——周辺の地域から職員を減らしてはいけないという声があるかもしれません。行政が地域のためにしっかり動く頑張る形のほうがいいという考え方もあると思います。しかし、私は違う形、違う見方をしています。

私の住む赤郷地区では、郵便局が公民館に併設をされ職員が1名減となり、職員1名と地域から採用された集落支援員5名が交代をしながら仕事をし、地域を盛り上げています。集落支援員がそれぞれ自分の個性を活かして活躍することで、かえって地域の力を引き出す効果があり、市の職員に任せておけばいいと、何とかなんとやらしときゃいいよというような考え方から、もう自分たちで何とかしていこうという動きにつながっていると思います。

この集落支援員というのがみそで、これが例えば職員1名と会計年度職員1名だとあまり大きな変化はもしかしたらないかもしれないと思うんですよね。これが職員——市の職員が1名いてくれて、そして地域の中から集落支援員が入ることで、

地域の力を公民館活動に引き込むことができているというところを見るができます。

さらにですね、その体制を支えるために必要だと思うのが地域団体の立ち上げです。全地域の意見を反映できて、地域のために活動するような組織をつくっていくことです。既にそういうものがある地域は、その団体としっかり協働して、行政は資金面で活動を支援し、地域の本当に必要なことを住民が自分たちでやっていく動きをつくっていくべきだと考えます。

もちろん今の体制から変えていくということになりますと、地域に丁寧な説明が必要となりますし、今行われてる夢プランの進んでいる地域や今言った地域団体のしっかりした地域、または出張所の業務の——出張所の業務の非常に少ないところから先行して少しずつ始めてみるというのはいかがでしょうか、見解をお伺いします。

○副議長（村田弘司君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 出張所及び公民館の業務委託や人員配置の見直しにつきましては、これまでも一般質問の中で、御質問、御提案をいただいております。

まず、出張所業務は、戸籍や住民票等の各種証明書の発行、各種届出・申請の受付、市税・使用料等の収納事務など多岐にわたっております。併せて、マイナンバーをはじめとする特定個人情報も取り扱っていることから、その全てを民間に委託することは、現在のサービスの維持を考えれば難しい状況であります。

御提案のとおり、全国的には、郵便局に住民票や印鑑証明等の交付業務を委託する取組が広がっており、既に多くの自治体で、窓口機能の一部を郵便局が担っている事例が見られます。

本市においては、赤郷郵便局が赤郷交流センター内に移転したことに伴い、赤郷出張所では、各種証明書の発行事務や届出・申請の受付事務など、出張所業務の一部を郵便局に委託しております。

また、大嶺郵便局及び山崎郵便局につきましても、戸籍や住民票等の証明書発行といった特定の事務を委託することにより、出張所がない地区における住民の利便性向上に一定の効果があつたものと考えております。

一方、公民館は、社会教育の振興や地域社会の基盤構築・活性化する役割とともに

に、各種団体の活動支援を行っております。

また、集落支援員の活用につきましては、集落支援員の役割が地域の維持・活性化に向けた取組を行うものであり、出張所業務を行わせることは制度上想定されておりません。

しかしながら、現在、職員の確保が難しくなっていることや財政状況を考慮しますと、限られた職員を効果的に配置することも必要となります。

効率的・効果的な行財政運営と市民主体の協働のまちづくりの両立は、今後の本市にとって重要な課題であります。

出張所が提供する住民サービスの水準を維持しつつ、公民館の役割である社会教育の振興、地域社会の基盤構築・活性化、各種団体の活動支援をどのように展開していくかについては、業務の委託を視野に入れながら、本庁・総合支所・出張所・公民館それぞれの役割分担と組織機能の在り方を多角的な視点から検討してまいることとしています。

いずれにいたしましても、出張所及び併設している公民館の運営体制を大きく変更するに当たっては、まずは、地域住民の皆様の理解が不可欠であります。

今後とも、より効果的な職員の人員配置と各地域の実情や実態、御意見を伺いながら持続可能な地域運営の在り方について、総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 全部一遍にっていうのは非常に難しいと思います。しかし、例えば少しずつでもそういう形の準備を進めてみても面白いかなと思うんですけども。職員が2名——2名いる現在の体制で、その体制で地域の団体、地域の意見を集約できるような団体をつくることをまずしっかりやって、集落支援員として活躍していただいけそうな方をまずはピックアップをする。そして、地域を巻き込みながらそういう方向性に向かっていくということを進めていくにしても、やっぱり数年はかかると思います。いきなり一気に大きく変えることは本当に難しいと思っています。それでも、少しずつそういう方向性というのを検討してみてもいいんじゃないかなと思います。

今までは、行政がとにかく引っ張ってやってきたというところだと思うんですけど

ども、これからはですね、地域と行政が一緒に力を合わせてまちづくりをしていく時代だと思います。職員が十分に確保できて、財政に余裕があれば、現状の形のまま行くこともできるかもしれませんが、今の美祢市の状態、いろんな面を考えても、新しい取組や大きな改革、市民を巻き込んだチャレンジが必要だと思います。

この出張所の業務委託による職員1名、集落支援員複数名プラス地域団体の立ち上げという体制が美祢市全体を活性化させる原動力になると思いますし、先ほど言いました、全国の先行事例をしっかりと職員に視察をしてもらってですね、私も行ってみたいと思っておりますけれども、検討していただけたらいいなと思います。

この出張所のことだけでなく美祢市の事業、それから施策でも思い切った改革が必要だと思います。全て今やってるものをそのまま——そのまま進んでいく、厳しくなって全体を縮小またはちょっと節約みたいな方向ではなくて、駄目なものはやめるという勇気、それから新しいことにチャレンジをするという行動力が必要ではないかなと思います。

よく選択と集中、スクラップアンドビルドと呼びますけれども、ぜひ、市長のリーダーシップでいろんなものを前へ進めていただきたいと思います。市長、最後もし何かあれば。

○副議長（村田弘司君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 井上議員の御質問にお答えしたいと思います。

今の現状では、本当にこのままではいけないというのは、職員も共通認識でございます。

公民館の在り方については、以前からいろんな議員の皆様から御質問をいただいたところでございます。実際、立ち位置をどこにするかというところで、庁内でも議論を交わしているところでございます。労働生産性を高めていく、また地域を巻き込むということは非常に大事でございます。

一方で、総務省は郵便局活用ということも全面的に打ち出しているし、行政も受けてるところでございます。やはり地域の公共的団体をどう活用するかということも非常に大事でございます。そういった部分も含めて、これ調査・検討じゃなくて、どうあるべきことなのかということ念頭に前へ進めてまいりたいと思います。

赤郷の事例は本当に素晴らしい事例です。これは地域の方の御理解とやはり集落支援員に本当に素晴らしい方に着任いただいたというふうに思っております。結局

は誰にお願いするかという部分もございます。

今後、先ほど来より、高齢者の方を地域でどう支えるかっていうことの問題にも直結する重要な案件だというふうに捉えております。そういった部分も含めて、本当に市として、将来を見据えてどうあるべきかということのあるべき姿の方向性は早く見いだしてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（村田弘司君） 井上議員。

○3番（井上 敬君） 突然の質問でお答えいただきましてありがとうございます。

ぜひ、いろいろな面で、やっぱり何か新しくやるというのは大変力も要ることですし、いろんな難しいこともあるかもしれませんが、ぜひ、いろんなことにチャレンジしていただきたいなと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございます。

〔井上 敬君 自席に着く〕

○副議長（村田弘司君） 以上で、本日予定された一般質問を終了いたします。

残余の一般質問については、明日行います。本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後2時41分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月9日

美祢市議会議長

美祢市議会副議長

会議録署名議員

〃